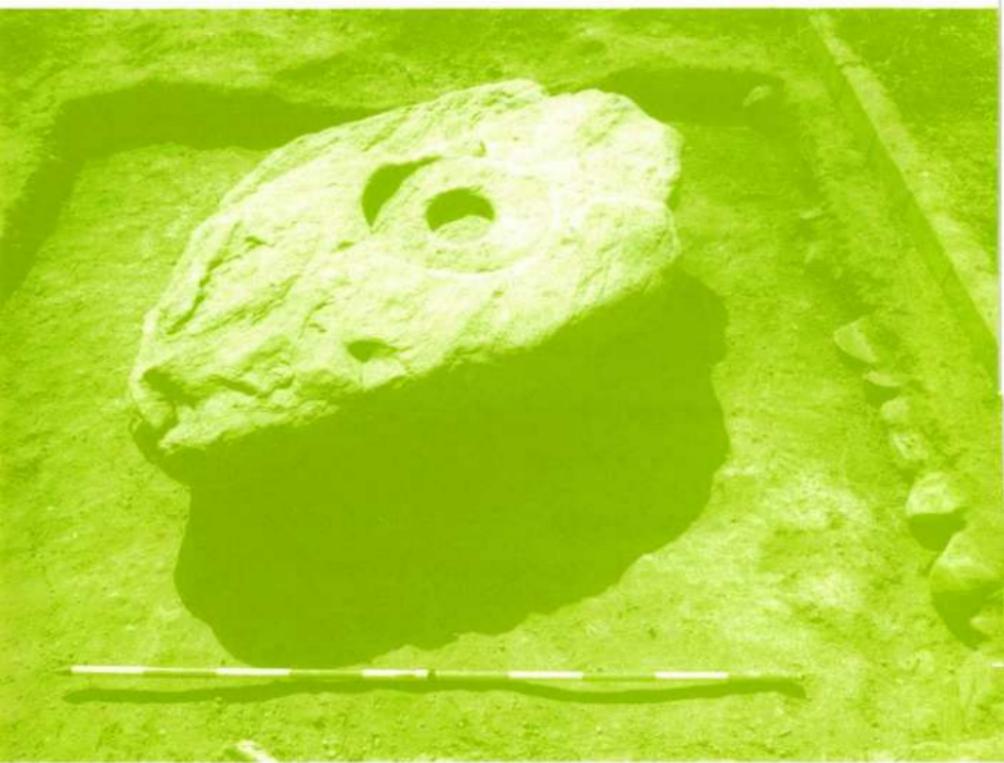


# きのくに文化財



24

社団法人  
和歌山県文化財研究会

# きのくに文化財 第24号

## 目 次

■ 平成2年度 記念講演	
● 吉野ヶ里遺跡の発掘について	(1)
■ 平成元年度 文化財研究発表会	
● 郷土史の楽しみ	----- (11)
— 西行法師を中心として —	
● 湯浅党の流れ	----- (18)
— その一例 —	
● 伊都地方の婚姻	----- (24)
— 嫁いじめの慣習についての考察 —	
* 史 料 編	----- (29)

表紙：県指定史跡 名古曾廃寺塔心礎

## 平成二年度 記念講演会

### 吉野ヶ里遺跡の発掘について

佐賀県教育庁文化財課  
吉野ヶ里遺跡保存対策室

企画調整主査  
七田忠昭先生

平成二年度和歌山県文化財研究会通常総会  
が五月十九日(土)に紀の国会館で開催され、  
総会終了後、記念講演会を開きました。

講師には吉野ヶ里遺跡の発掘調査を直接担  
当しておられる七田忠昭先生をお招きしまし  
た。ご講演の概要はつきのとおりです。

全国から大勢の見学者がありまして、急速  
に建物とかの復元をやろうということで、大体  
四億円位かけて現在のような仮整備をしまし  
た。佐賀県は決して裕福な県ではありません  
が、見学者が多いので観光の目玉になるので  
はということで、覆土工事分一億円を含めて  
六億円を気前よく出してくれました、非常に  
めざらしいことです。

住まいを四棟、倉庫二棟、物見櫓・棟復元  
し、濠の跡を表示したり、出てまいりました  
ものとかバーナルを展示する展示館をもうけま  
した。また墳丘墓では調査したままの姿が見  
られるように覆い屋をかけて、内部で櫛櫛や  
墳丘墓の断面を見る事が出来ます。櫛櫛の中  
にはレプリカですがガラスの玉とか銅鏡を收  
めています。

今は入場料は無料で朝九時から夏時間は午  
後六時(冬時間は午後五時)まで内部を公開  
しています。あちこちに看板を立てております。  
分りやすくと努力して作った看板でもな  
ま、分りやすくと努力して作った看板でもな  
ま、

吉野ヶ里遺跡の発掘  
講師 七田忠昭  
と田忠昭



かなか分かりにくいうようです。見学者の方々  
の中には関心のある方もおられますか殆どは  
一般の方ですので、将来はもっと分かりやす  
い遺跡の表示、説明を考えています。

今後の保存整備ですが去年の八月から委員  
会を作つておりますが現在基本構想がまとま  
った段階でして、今年度は基本計画に入つて  
出来れば後三~四年の間に全体の整備をなし  
遂げたいと考えています。只費用がかかりま  
すのでなかなかうまくいかないかもしれません  
。本格的整備では現在の仮整備には全然束  
縛されませんで壊そうとなれば壊してしまい  
ます。墳丘墓の仮覆いを取り払い元の墳丘墓  
の姿を再現しようとする考えが一般的です。

掘った状況が見られる場所、弥生時代の生活  
を再現できる場所、村をそっくり復元した場  
所、調査の過程を見れる場所等のゾーン分け  
をやっています。計画通りにいったらとても  
すごい本当に楽しい整備になると考えていま  
す。計画は計画で段々しづらくなりますが、  
なるべく頑張って今出来ている基本構想を守  
つてやっていきたいと考えています。

国の史跡として多分今月中には告示される  
と思いますが、約十二ヘクタールが国の史  
跡として指定されます。その周辺に国営公園  
の構想が持ちあがつていて、どうなるかは閣  
議決定事項ですので分かりませんが、県とし  
ては県知事はじめ要望を強く出しています。  
約十二ヘクタールを囲んで内部の史跡を保  
全するという目的の歴史公園になります。そ

のために北側に残っていました工場団地予定地も未だ造成に入れませんし、工事が中止になっています。国営公園の線引待ちというところであります。

去年から新たに確認調査を始めた丘陵南部には数日前に錫が出てきたと報道されました大きな穴があります。この穴から錫のインゴットが出てまいります。焼け土、木炭がかなり入ってまして、約十メートル位南の部分から国内最古形式の細形銅矛の鋳型が見付かっています。恐らく一帯が青銅器铸造に関する遺構ではなからうかと考えています。

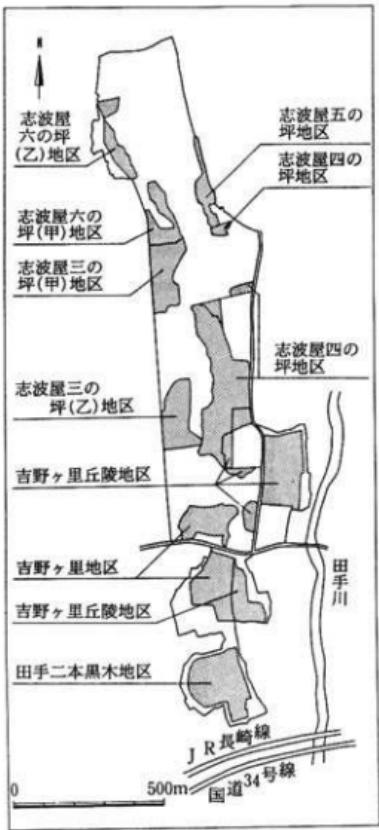
将来少し広めに掘つて内容を見てみようと思つています。これが出てきた時には重かつたので青銅かなと思いましたが今回分析したらこの金属は高純度の錫と分かりまして、ひとつしたら朝鮮半島からこういう別々の金属を持つてきて作つたとも考えられます。こういう錫だけの製品があつたかも知れません。日本の青銅器研究史上かなり有意義な資料と考えられます。

集落が終つた直後には前方後方墳が築かれています。そばには前方後方墳がもう一基あります。また、周辺には方形周溝墓らしい溝が何本も見付かっています。恐らく三世纪にはいる古さ、ちょうど弥生時代から古墳時代に移り変わる頃の前方後方墳であり、これを

境にして生活の痕跡がぱつたりなくなつております。

弥生時代の集落としては水田の高さが十メートルもありますので生活にはあまりよくな場所であります。井戸も掘れませんし水も下から低い所から汲んでこないといけない。そんなことを考へるとやはり社会の緊張状態がとれて、村の全体を濠で囲まなくてよい状況になつた三世紀後半頃に生まれたのではないと考えられます。すぐ近くに次の四世紀、五世紀の集落が出来あがつております。何箇所かにはかなり大きな集落もありますのでこの吉野ヶ里の丘はどうも守るために集落だと

思う、中世で言いますと山城のように守るためだけの集落と考えられます。中期前半の墓地は丘の頂上の棱線に存在しています。これに沿つて櫛棺がずーっと列状に並んでいます。紀元前一世紀の前半には空白地は帶状に続きます。それは墓道と考えていますが、これに平行にきちつと並んでいます。紀元前一世紀中頃になりますと列からはみだしたり、新たなグループを作つたりして拡大していますが、それが後期まで続きます。よく見るとグループに別れる所があります。大体平均約三十メートル位が一つのグループをなしています。



吉野ヶ里遺跡位置図

め込んでいる状態がうかがえます。この墓地が出来る前は中期の始め頃の丸い家が存在していますが、集落が潰れた後に墓地が、墓地が潰れた後に四角い後期の家が建っています。同じ場所を生活の場所とか墓地の場所に使っています。ひとつひとつが一人分の棺で、一つの棺に二人入っていることはありません。小さい斎棺は子供用です。子供も今的小学生位になると大人用の大きな斎棺に入っています。生まれすぐの子か、乳幼児の段階で死んだ人は小さい棺に埋葬されています。子供の数は多くないですけれども貧困な集落のものだらうと考えられる墓地は、

半分位子供の棺があります。当時栄養状態もあまり良く無いですし、衛生状態も悪いですし医療関係の施設が全くないので、貧困な集落は子供の死亡率は高いということです。同じ場所を生活の場所とか墓地の場所に使っています。ひとつひとつが一人分の棺で、一つの棺に二人入っていることはありません。小さい斎棺は子供用です。子供全体に見まして弥生時代の北部九州の寿命が四十才か五十才ということですが、子供の死亡率が高いわけとしてお年寄りは沢山居ります。

一般的な斎棺の埋葬の方法は、四角い穴を約二メートル位掘り下げ、横穴を掘って下斎を入れ、死体を入れて上斎を被せ、合せ目を粘土で目張りしてます。割れて無かつたら必ず人骨が残っています。子供用のものは必ず背が高くなっていると言えます。恐らく朝鮮半島、或いは中国の南の方から新しい文化を持ったかなりの人口の人々が九州北部に上陸したのではないかと言われています。出てくるのは殆ど背の高い連中で



志波屋四の坪地区 弥生時代中・後期墓地（北より）  
墨根上に全長600mにも達する列埋葬墓が続く。墓道と考えられる幅2~3mの空白地帯を挟んで斎棺墓が規則正しく並んでいる。



墳丘墓（南より）

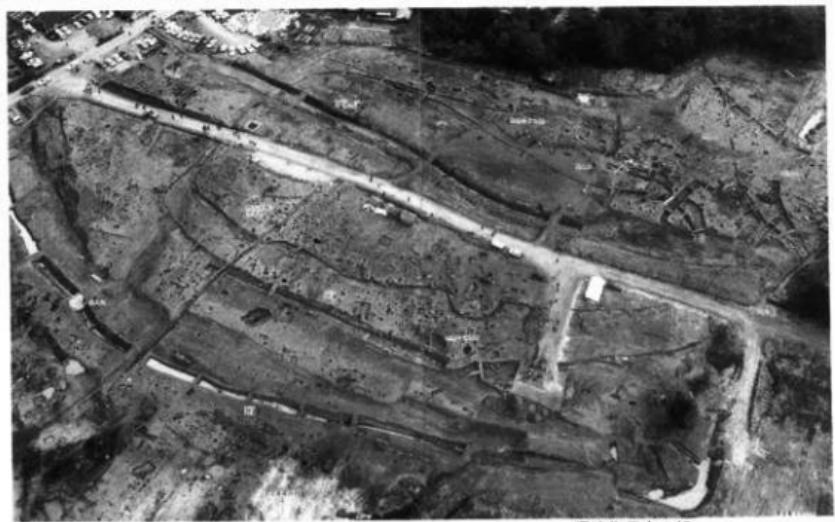
ります。この遺跡から約五キロメートル位海側の遺跡を掘りましたところ背の高い連中と背の低い連中が混在して埋葬されていました。背の低い連中が西北九州型と呼ばれる繩文時代人が新しい文化を受け入れて弥生人になつた人々で、彼等の半々が仲良く埋葬された墓地なのです。背の高い連中が青銅器の铸造とか稻作をやって、背の低い連中が漁撈をやつていたのではないかとも考えられます。

最近良く言われることですが男性の顔は佐賀の人ですけど村田英男さんに似ている。女性は出紀さおりさんは近い顔といわれています。それで出紀さおりさんは氣を良くして吉野ヶ里でコンサートをやりたいと最近言つてゐるそうですが実現するかどうか分かりません。北部九州にいた弥生人はそういう顔を想像されたらよいと思います。

なかには顔面を赤く塗られた人骨が數十体に一體はあります。これは皮膚の上に塗ったものが皮膚が朽ちて骨にくついたものであります。土器に塗られた赤はベンガラといって酸化鉄を用いますけどこれは硫化水銀という水銀朱の赤で鮮やかな色です。額の上にその粉をばらまいたり棺に塗つたりしたものもあります。男性女性を問わず赤く塗られた人がおりますが、呪術などの仕事をしていたのかも知れません。

六才位の女の子の骨が出てきました。骨では性別は思春期を越えてないとなかなか分かりませんが、女性用の腕輪を左手に九個は

めています。顎がありまして歯が丁度乳歯が永久歯に押し上げられている状態の時死んだ子供です。腕輪は奄美大島あたりの南西諸島でしか採れないイモ貝と呼ばれる貝でして、他にもゴウホラ貝など奄美大島辺りの貝で作った腕輪が北部九州でもてはやされています。朝鮮半島や中國との交流と共に南の地方とも交流が行なわれたことがうかがえる訳です。たまには北部九州の弥生土器も鹿児島辺りで何個か行つていてみたです。矢を射こまれた人骨も出土しました。背骨に刺さつてしまふ。全体の骨を取り除きましたら、十二個の矢じりが固まつて見付かりました。一般的な戦闘ではあちこちに刺さると思いますが、腹部の上方にまとめて撃たれているので、或いは何かの犠牲者、戦闘でない犠牲者かも知れません。また、二十才の骨には頭骨が無いものがありました。身長が百七十七センチメートルを越えている男性で、指の先の骨までみんな残つてゐるのに頭の骨が一片も残っていないません。後でよく調べてもらいま



環濠集落中心部

ましたところ、右手首に刀傷があり鉄刀で切られたような傷があつたということです。これが致命傷で死んだのではないかと思いますが、その後頭を持つていかれたと考えられます。

このような人骨が最近北部九州の佐賀県や福岡県で何体か見付かっていますが、福岡県の例では刀傷が残っていてスバツと切られているのが出ており、かなり戦闘をやつたことがうかがえられると考えられます。

墳丘墓群の中でも墓域を画した特別な墓である墳丘墓が発見されました。墳丘墓の南に約二百五十基、北に百五十基位、周辺の畠の下にも何百基もまだ埋まっていますが現在は発掘しておらず埋め戻しています。これらの大数の人々の墓地とは別に人の丘を築いた墓地が墳丘墓です。トレンチ調査をやりましたが、元々の墳丘墓の格好はなかなか分かりません。今のところ南北四十メートル、東西三十メートル弱のはば長方形に近い平面形をしてたのではなかろうかと考えられます。どうもここは戦国時代の山城として用いられた丘と考えられまして、当時一回削ってさらに昭和二十九年にも、もう一回削って約一メートル削られてしまつた様です。墳丘の状態をみましても本来の高さが四五メートルの大きさ墳丘墓と推定されます。外側の濠の陸橋から墳丘墓に向つて道が付いております。その先端には両側に柱が建つて、鳥居ではないかと考えています。墓道には祭祀用の土器が並べられています。木の棒も十数本見

付かっています。

墳丘墓東側からは今回祭祀遺構らしい大きな上塙が発見されました。長さ數十メートルありまして、中には一般的日用土器も祭祀用土器も入っております。墳丘墓の盛り土の状態は、厚さが二センチから二十七センチ位の層を幾層も重ねています。よく見ると小さな山が幾つか出来ております。恐らく小さな山を築きながら全体を盛り上げていったような工程がうかがえます。非常に堅くて我々の発掘用の移植ゴテが三日ももたない位の堅さをもっています。内部の墳棺の分布状況ですが、中心にあるものが最も古い墳棺です。紀元前一世纪前半位のもので、新しいものは紀元前一世紀後半位の百年に満たない位の年代の墳棺が見付かっています。全体を発掘した訳ではありませんので、あと何基あるか分かりませんが、一般的に北部九州の墳丘墓は二十数基の墳棺を埋葬していますので、あと何基かは残っていることでしょう。

中央の最も古い墳棺は一般的な墳棺に比べますと非常に大きい特別説えの墳棺で、棺の中は真っ黒くカーボンみたいなものを塗つた後に死体を入れて、死体の上に硫化水銀の朱を振り撒いたように残っています。細鋼劍刺が一点入つています。人骨は残念ながら残つております。一番新しい中期天正から後半近い位の墳棺がその西方に位置しています。六基を全く調査しました墳棺のうちの五つの墳棺によく見ると螺旋状に凹凸が見えます。鉄の芯に船みたいにやわらかく溶けたガラスを巻き付けてもう一度全体を溶かして芯を抜く巻き抜き法という技法で作られています。六基を全部調査しました墳棺のうちの五つの墳棺から鋼劍が出たことになりますが、みんな細鋼劍刺です。柄だけが木製で柄の飾りが青銅製のものもあります。面白いことに先端が棺の頭部からは、把頭飾りが付いた青銅の右柄銅劍と管玉が八十個位見付かっています。

墳棺内部は全体を赤く塗られています。これも人骨は残つておません。ガラスの管玉は組合せ方がよく分かりまして、胸飾りか頭の冠みたいな飾りではないかと考えています。現在七十九点見付かっていますけれども昭和二十九年の開墾の時何個か見付かっていました。ひょっとしたら此の棺から出たのかも分かりません。上が半分飛んでおりました。銅劍の製作地が何処であったのかは分かりません。日本で作られたか朝鮮半島で作られたのか分かりません。ガラスの玉については中国の湖南省の長沙辺りの良質の原料を使つていることは分かりましたが、これ又、日本で作つたのか朝鮮半島で作つたのか分かりません。朝鮮半島でもつい最近同じものが出ています。有柄銅劍には木質が残つており、表面に布片も残っています。綿と麻ですがなかなか染色されたことが分かる布もあります。管玉のなかには意識的に入れたのか分かりませんが模様が入つたものが数個あります。

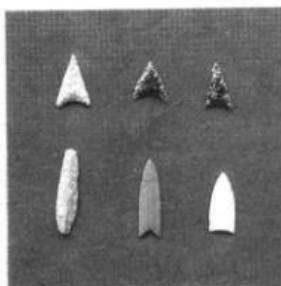
墳棺内部は全体を赤く塗られています。これも人骨は残つておません。ガラスの管玉は組合せ方がよく分かりまして、胸飾りか頭の冠みたいな飾りではないかと考えています。現在七十九点見付かっていますけれども昭和二十九年の開墾の時何個か見付かっていました。ひょっとしたら此の棺から出たのかも分かりません。上が半分飛んでおりました。銅劍の製作地が何処であったのかは分かりません。日本で作られたか朝鮮半島で作られたのか分かりません。ガラスの玉については中国の湖南省の長沙辺りの良質の原料を使つていることは分かりましたが、これ又、日本で作つたのか朝鮮半島で作つたのか分かりません。朝鮮半島でもつい最近同じものが出ています。有柄銅劍には木質が残つており、表面に布片も残っています。綿と麻ですがなかなか染色されたことが分かる布もあります。管玉のなかには意識的に入れたのか分かりませんが模様が入つたものが数個あります。



弥生時代前期の土器

弥生時代中期の土器

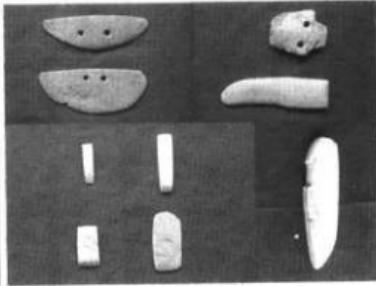
弥生時代後期の土器



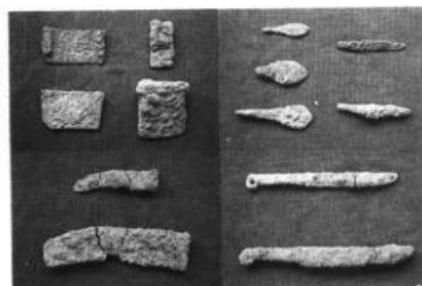
弥生時代の石器（石鏃）



弥生時代の石器  
(磨石・石皿)



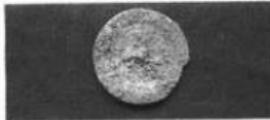
弥生時代の石器  
(石包丁・石斧・石ノミ・石才・石鏃)



弥生時代の鉄器（矛・鎌先・刀子）



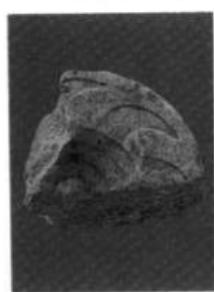
銅鏡片（後漢鏡）



銅鏡（国座）



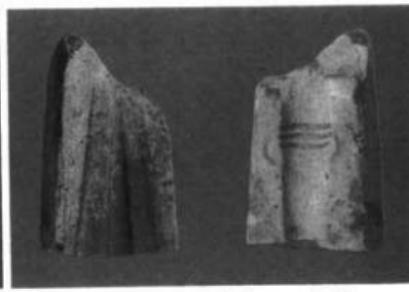
銅劍片



巴形銅器鋳型



巴形銅器復元品



（切先）

銅矛鋳型

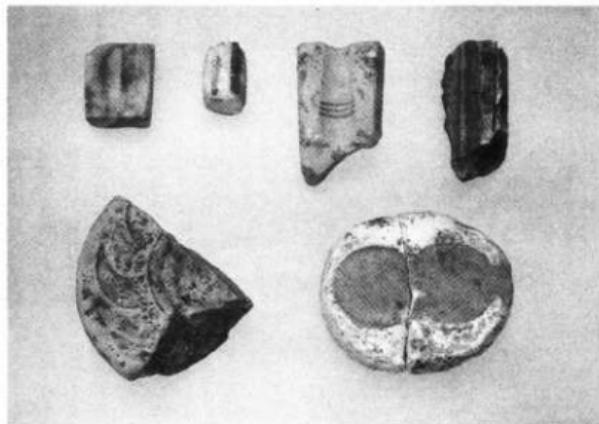
（袋部）

ません。この先端が九州で二十点程出ていますので、この銅剣を持ってあちこち廻って合せてみたら吉野ヶ里の敵が分かるのではないかとの期待もあります。

その後の調査でもさつきの墳丘墓の約一キロメートル南にこの墳丘墓らしいのが見付かっています。北側の墳丘墓と同様に版築状の盛土をしています。南北四十メートル程盛り



要棺内の成人人骨



各種の青銅器鋳型

吉野ヶ里遺跡からは矛・剣・巴形銅器などの鋳型が発見され、青銅器の生産が長期間にわたって行われたことが判明した。

上がりが残っています。出来たら今年調査して墳丘墓であるかどうか確かめたいと思ってます。さらにあと一ヶ所高い墳丘墓らしい盛りがあります。

現在の仮整備では、特に後期の環濠集落の復元に重きをおいています。家が四軒、物見櫓二棟、高床倉庫を一棟、外側の濠を路線表示、内側は濠と土塁を築いてしまして大半に

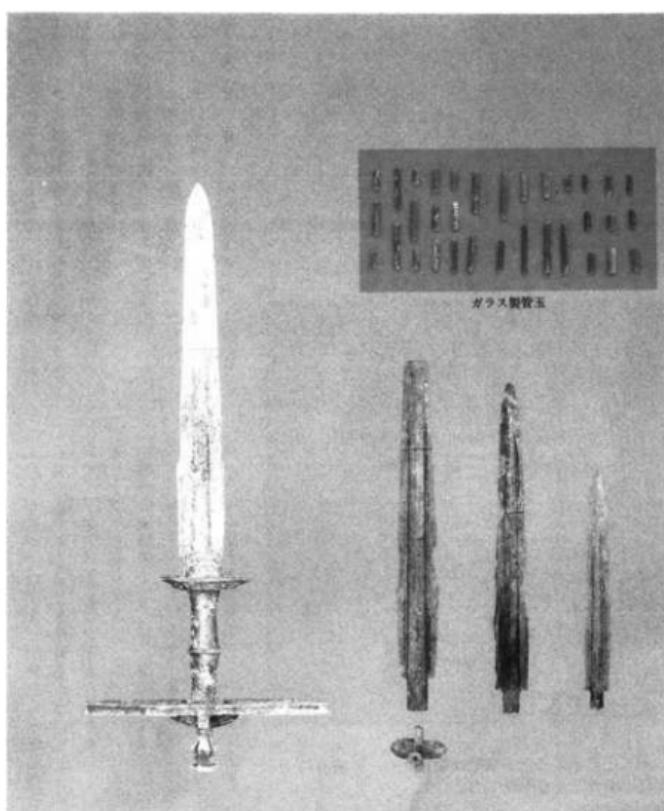


志波屋六の坪(乙)地区 弥生後期集落

柵を並べています。調査事務所の裏には発掘した遺物を納めたコンテナが野積みされています。九千箱のコンテナがありまして、これからどうやって整理していくかとお先真っ暗です。中には青銅器の鋳型とか貴重なものが入っている可能性が十分有ります。墳丘墓

の南には現在、壇棺墓群の表示、遺構の復元をやっています。樹脂性で壇棺の状態を見せたり、壇棺を埋めた上には土饅頭があつただろうと推定しますがそれを並べていますが、行き着く所に墳丘墓が聳えています。

現在の見学者の状況ですが、連絡としては珍しく土曜日、日曜日には一、二万人の方が、



墳丘墓壇棺内出土有柄銅剣・細形銅剣・把頭飾



大規模な外濠  
濠の周囲には土堤を築いて城柵を設けていた推定される。

秋には一日五万人の人々が来られます。最近修学旅行とかツアーやが多くなりました。高等学校の旅行では関東、東北あたりからもかなり参っています。本格整備を急いでやらなくては中途半端な印象を持たれてもいけませんので早く成し遂げたいと思います。展示館の中には模型を置いておりまして、調査の結果

果を約二百分の一で穴ぼこを作っています。出土品のうち主なもの本物やレプリカを並べています。

詳しい時代的な変遷というものは他に書いたものに譲りまして、大まかな吉野ヶ里の遺跡の調査の成果をまず申し上げますと工業団地の造成ということで広さが広範囲であったということ、なお短期間にやったことが今になつて思えばそれがよかつたのではないかと思つております。特に掘りあげた瞬間、つまり去年の二月頃の話題になつた頃には上から

見ますとパノラマ的に弥生時代の集落の有様

がさまざまと分かるような姿をしておった訳です。それから出てきたいろんな施設、入り口とか物見櫓、建物関係、城壁関係、そういうものが一つの遺跡でキチツとお互いに関連しながら出てきた事に非常に意義がありまして、これまで耶馬台国とか弥生時代の集落の復元の絵があつたのですが、これでリアルに復元の絵が書けるのではないかと考えております。出てきました遺物からも、朝鮮半島が主ですけれども非常に広域的な交流がうかがわれまして、詳しい分析をやつたら國內の他の地域との交流、現在土器だけでも戸内、畿内、吉備へこの辺の土器が交きつてまいりまして交流のあともうかがえる訳です。これまで九州地方には大きな環濠集落がなさいと言うことが学会の常識で、もう一つは継続的な集落、時期を追つて段々と発展していく集落が見付かっていないという事が特に耶馬台国論争にとつても、後期の社会構造の研究にとつても九州が弱い立場であつたものが、吉野ヶ里遺跡が出てきたおかげで九州でも継続的でかなり大規模を恐らく今のところ日本一かも分かりませんが、それ程大規模な集落が存在したのだと言うことが分かつてきました。我々が考えています当時の「クニ」、魏志倭人伝が伝える「クニ」ですけど我々は現在の郡くらいいの範囲を考えていますが、吉野ヶ里はその中の一つの「クニ」の中心部の拠点集落であることにまず間違いないと思つ

ています。

出土品にしても、青銅器の鋳型や龐大な数の鉄器も持つておりまして、各地にそれらをばらまいて富を得て段々と發展していった姿が描めるわけです。墳丘墓にしましても、一般的の墓地と格段の差を示しておしまして墓地の構造だけでなく、副葬品についてもそういう事が言える訳です。これが紀元前一世紀北部九州では案外大きな政治的権力が出来つたことが分かつてまいりました。三世紀

になりますと朝廷から派遣された国造（クニノミヤツコ）米多（メタ）というのがおりまして、この子孫は文武天皇が七百一年に亡くなった時葬式の飾付けの役をした米多の君の祖先であります。米多の君が宮んだ古墳群目達原（メタバル）古墳群には五・六基の前方後円墳や円墳もたくさん残っている所がありました。それから八世紀になりますと条里制の土地区画の痕跡がよく残っている地域としてでも知られています。その一つが吉野ヶ里の方里（カリ）といふ地名ですが、奈良時代には東から西へ一条・二条・三条・四条と呼んでいますが、北から南へは一里・二里・三里と言いまして、この地方では、例えば吉野ヶ里は肥前野ヶ里の方里といふ地名ですが、奈良時代に

非常に適していると言うことが分かりまして、今は麦ですが麦秋というか非常に麦が実つております。秋には稻が実ります。反あたりの収穫もかなりありまして、筑後川流域の河川が山から運んでくる土も良かつたみたいで一千年前に週つて稲作が進んでいたことがぼんやり推定される訳です。只佐賀平野では今まで水田跡が見付かっておりません。唐津では菜畑が出ておりまして、そろそろ佐賀

いかんせん、千年前から連綿と耕し続けておりますのでなかなか遺跡として残ったものがどうも無いようです。なんとか他の方法で見付けてと計画しています。



復元した物見やぐら



奈良時代の土器



志波屋三の坪(甲)地区の奈良時代建物群  
溝と柵列により区画された部分に建物と倉庫が整然と並んでいる。

富を得たことが他の記録からも知られているように、平氏の経済的基盤となつた莊園ととしても知られています。やはり海外では朝鮮半島、中国に近いという土地柄や、農業を営むのに適した平野をもつてゐるということで、古墳時代以降、時の権力者がいつも注目して押さえておつた地域であるということが言えるのです。そういうこともあって恐らく数百年を遡る弥生時代でも此の地域にこういう大きな広い交易をもち、強い生产力をもつた集落ができるのであると感じる訳です。

本格的なお話をやろうと思つたらもうと時間もいりますし、もっと整理検討を進めなければ、なかなか詳しいことはお話し出来ない段階であります。あと数年後、まず遺跡の

保存整備が多分出来上がると思いますので是非おいでください。資料館等で吉野ヶ里遺跡が、或いは北部九州の古代の有様が手に取れるようにならうにかかる設備が出来上がつてゐるものと自分でも期待して思つています。是非九州にお越しの時は吉野ヶ里において下さるように思います。これからのお話は吉野ヶ里の保存とかにご協力をお願いする場合もあると思いますのでよろしくお願ひ致します。言いたりないことが多い誠に申し訳ありませんが、これで私の話を終らせて頂きます。どうもご清聴有難うございました。

記念講演の概要を参加できなかつた会員にもご紹介させて頂くため編集いたしました。  
おもにスライドを使って説明しながらのお話でしたので、この編集責任は事務局にあります。

# 平成元年度

## 文化財研究発表会

平成元年度の文化財研究発表会は平成二年三月四日(日)に紀の国会館で開催されました。

当日は三人の方に研究発表をしていただきました。

### 発表者と演題

演題	発表者
郷土史の楽しみ —西行法師を中心として—	壹井公彦 (打田町)
伊都地方の婚姻 —嫁いじめの慣習についての考察—	桜井 隆治 (橋本市)
湯浅党の流れ —その一例—	和田 堅一 (湯浅町)

研究発表者にそれぞれ発表内容をまとめています。

わかったのは十年前で、今年はちょうど没後八〇〇年にあたる。西行法師ほどの有名な歌人が八〇〇年近くもその出身がわからなかつたのである。西行は諸の多い人物である。

西行は元永元年(一一八)生まれ、建久元年(一一九〇)七十三才で河内の弘川寺でなくなっている。打田町竹房で生まれたと言ふのが、当時は母親の実家で生まれる風習が残っていたかも知れないで、生誕地と言ふのは遠慮して、竹房は出身地なのである。

西行は本名佐藤義清、法名西行。佐藤氏は代々田中庄・池田庄の領主で、竹房に居館を構え多くの家の子郎等を養い在地領主として勢力があり、自衛を撰闘家に寄進し自らは預所を世襲し、実質的領主として富裕な生活を送っていた。

江の源になつてゐるからだと思われる。

### 郷土史の楽しみ

#### —西行法師を中心として—

壺井公彦

西行法師が、打田町出身であるということ

がわかったのは十年前で、今年はちょうど没後八〇〇年にあたる。西行法師ほどの有名な歌人が八〇〇年近くもその出身がわからなかつたのである。西行は諸の多い人物である。

西行は元永元年(一一八)生まれ、建久元年(一一九〇)七十三才で河内の弘川寺でなくなっている。打田町竹房で生まれたと言ふのが、当時は母親の実家で生まれる風習が残っていたかも知れないで、生誕地と言ふのは遠慮して、竹房は出身地なのである。

西行は本名佐藤義清、法名西行。佐藤氏は代々田中庄・池田庄の領主で、竹房に居館を構え多くの家の子郎等を養い在地領主として勢力があり、自衛を撰闘家に寄進し自らは預所を世襲し、実質的領主として富裕な生活を

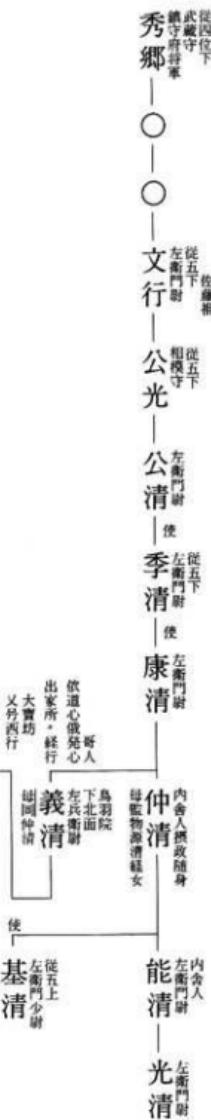
先づ順序として西行の系譜から述べなければならない。  
西行の先祖は、「佐藤太」の名で知られています。

秀郷は近江国三上山の百足を退治し、琵琶湖の童神を救つた伝説は有名である。江戸時代末期の「続紀伊風土記」には「池田庄中・谷村金剛寺境内に古き五輪塔あり、相伝えて藤太秀郷の石碑」という」とあり、このような伝承が今に伝わっている。秀郷は当地に關係がなかつたが、子孫(佐藤氏)が當地の領主であったから、このような伝承が残つたものと思われる。近江の佐藤太の伝説も子孫が近江の源になつてゐるからだと思われる。

西行は少年時代を竹房で過ごし、十八才で兵衛尉に任官し上京した。しかし、上京後も衛門府の役人を勤めながらも預所として自領の庄務もとり、毎年の作付けや取り入れの時期には、勤農のため帰農していたと思われる。さて、十八才で任官した兵衛尉義清は、二十三才の若さで前途有望な官職を捨て出家し西行と名乗つた。なぜ出家したのか、これも西行の謎である。郷里を謳んだ歌は一首もない。これも西行の謎である。

佐藤氏系図

尊卑分脈



平成元年度 文化政策研究発表



恐らく下司のいた所であろう

佐藤義清の任官

少年時代を竹房で過ごした義清は、晩年嵯峨の草庵に住んでいたころ、人々とたはぶれ歌を詠んで少年時代を思い出している。

——うないこ（髪髪子）がすきみに鳴らす  
麦笛の 声におどろく夏の昼臥し——

——竹馬を杖にもけふはたのむかな わら  
は（童）遊びを思い出しつつ——

隠れんほ・土遁ひ・石遁

やがて成長した義清は官途につくのであるが、前途はけわしい。

また造寺造仏で多くの費用が必要であった。

そこで、官職につくには「成功」といつて、財物によって官職を買ひとする道があつた。

義清は十五才の時、下級武士の内舎人に任官を申請した。内舎人の任料の相場は一千匹ほどであつた。佐藤氏はこの巨額を用意して申請したが、他にも相手があつてうまくいかなかつた。そこで三年後の保延元年（一一三五）に一段上の兵衛尉任官を申請した。それが相馬で、先の内舎人の五倍である。この巨額の任料は田中・池田の領主の収入を蓄えたものであつた。

佐藤義清の官歴

十八才で兵衛尉に任官した義清は郷里竹房を後に上京赴任した。

兵衛尉とは宮城を警備する兵衛府の役人の下級武官で、彼の父康清も祖父の秀清も左衛門尉をつとめている。そして検非違使にもなり都の警察任務にもたずきわっていた。しかし義清は若年で官を辞しているので、検非違使にはなつていらない。

義清は二十三才でみずから前途ある地位をすて出家したので、官歴を調べるには余りにも短く史料に乏しい。

彼は兵衛尉として勤務している間に鳥羽上

皇の目にとまり、上皇の御所の警備や供奉にあたる北面の武士に見出された。

また、義清は大納言徳大寺実能の家人でも

あり、かつて鳥羽法王が崩後の墓所にするため鳥羽離宮内に安楽院を建て、その場所をお忍びで視察されたとき、大納言徳大寺実能と北面の佐藤義清だけがお供をしている。このことは院の特別の愛顧があつたのである。

このように鳥羽上皇に寵愛をうけた義清は、果たしてどんな気持で上皇につかえていたであろうか。

鳥羽上皇領荒川庄は平等院大僧正明尊から上皇に寄進されたもので、長承三年（一一二四）鳥羽上皇が院使を荒川に下向させて四至を確定している。

田中庄よりも後に成立した荒川庄が強引に四至を確定したことは、北接する田中庄にとつては不満であり、西接の吉仲庄（法成寺領）南接の新瀬庄（石清水八幡宮領）にとっても同様であった。長承三年は義清任官の前年であり、田中庄の在地領主としての義清は不満をいだきながら、上皇につかえていたと思われる。

なお、義清は十八才で任官赴任するが、單身赴任ではなく多くの従者をつれての赴任である。このことは兵衛尉の報酬ではつても足りない。地方に領地を持つ富裕な領主であるからである。

長承三年の荒川庄との境界は牛景測（調月）と紀陀測（竹房）となつている。これは境界線の両端で境界は紀の川である。現在のようなく完備した堤防のない時代だから、大雨毎に川筋が北へ南へと変る。北へ移動した場合は田中庄の一部が荒川庄となり、田中庄の領所（在地領主）の佐藤義清（西行）にとっては、黙つてほつておけない問題である。

ところが、荒川庄は義清が北面の武士として仕えており、寵愛してくれている鳥羽上皇領である。義清は境界に不満を持ち内心苦しみながら上皇に仕えていたであろう。

### 田中・荒川の境界

田中庄と荒川庄とは紀の川が境界である。

荒川庄は鳥羽上皇が長承三年に院使盛弘を遣して四至を確定し、このときから鳥羽上皇領

が確立した。四至は、

・東は榎橋率井に黒川を限る

・西は尼岡中心井に透谷を限る

・南は高原井に多須木峯を限る

・北は牛景測井に紀陀測を限る

金剛峯寺派と大伝法院派の対立

平安時代の中頃には高野山は衰微していた。ところが攝關時代を迎えて、京都の貴族たちが熊野や高野山への参詣に熱を入れ、藤原道長

紀の川旧河道

やその子頼通、少し遅れて閑白師美などが相ついで参詣し、寺領の寄進・堂塔の造営・供料の寄附などを行った。

統一して院政時代には上皇たちの参詣が最高潮に達し、寺領の寄進や堂塔の造営がなされた。

このように高野山が障壁になつた際には、中院を開いて空海以来の法脈を伝え、貴族に尊信された明算と、高野聖の覺媛の活躍があつた。明算が検校に登用される背景には白河上皇の抜擢があり、覺媛の登用には鳥羽上皇の推挙があつた。

莊園分布（平安末期）



A map showing the territories of the Kuroda Domain, divided into several large regions labeled with their names and associated lords:

- 池田庄 (Kido-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 粉河庄 (Higashimura-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 名手庄 (Nomeshi-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 田中庄 (Tanaka-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 荒川庄 (Kurokawa-no-sato) - (Miyoshi-no-kyo)
- 吉仲庄 (Yoshimochi-no-sato) - (Fukuhara-shiro)
- 真国庄 (Masakuni-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 野上庄 (Nojima-no-sato) - (Tottori-shiro)
- 粉河寺領 (Higashimura-ji)
- 高野山頭 (Kounomine-san)
- 石濱水八幡宮 (Ishibumi-hachimangu)
- 高野山頭 (Kounomine-san)

密巖院建立の寄進をうけている。

は良禅より真言の大法を伝授され良禅に師事している。ところが、覚鑾は真言教義に淨土の信仰を取り入れ真言念佛を唱え、多くの人々をその信仰をあつめた。特に鳥羽天皇の帰依が厚く、岩出庄をはじめ多くの庄園や大伝法院へ

この覚悟のめざましい隣盛は、明算・良禪らの金剛峯寺中院流との間に対立が激化していった。そして金剛峯寺派は排斥され、良禪も検校職を追われ高野から下山した。その間大伝法院派が高野山を支配したが、やがて良禪も高野山に帰山し検校職に復帰したが、間もなくなくなつた。その後検校職に良禪の弟子琳賛が就任している。琳賛も竹房出身である。この頃になると金剛峯寺派と大伝法院派との対立はますますエスカレートし、いたるところで放火・殺害・刀傷・物資押領など暴行が相ついで、高野山上はまさに目をそむけ

の出身で、治安元年（一一〇二）生れ、佐藤義清（西行）より約一〇〇年先で、三代か四代前の先祖である。

るものがあった。

佐藤義清（西行）は都にあって北面として鳥羽上皇につかえていたが、この对立に心を痛めていた。明算・良禪・琳賢とは同じ竹房出身であり、琳賢とは年齢は違うが知己の間柄であつたろうし、「西行」という法名は淨土の法名で、覺鏡と共通するものがあつたと考えられる。両派にはさまれ苦悩甚だしいものがあつたであろう。

### 西行の出家

兵衛尉佐藤義清は保延六年（一一四〇）二十三才の若きで、先祖代々の佐藤家の富や京における前途ある榮達を捨てて出家し、西行と名乗つた。なぜ出家したのか、その理由についての確かな史料はなく謎とされている。

「西行物語」には、ある日同族の左衛門尉憲康と同道して鳥羽院から退出のとき、明日を約して別れたが、翌日約束通り憲康邸を訪ねると、門前の人たち立ち騒ぎには泣き悲しむ声が聞えるので、不思議に思つてそのわけを尋ねると、憲康は昨夜歿死したということである。若い妻や老いた母が悲しんでいるのをみて、厭世の念が深くなり、上皇に辟職を申し出たが許されなかつた。家に帰ると四才の娘が父義清をみて喜びとりがつたが、これこそ愛着の糸を断つ始めと、緑から蹴落し、決然と家を出て嵯峨にゆき、剃髪したと伝えている。

「源平盛衰記」には、そもそも西行の発心

のおこりは実は恋のためで、口にするのも恐れ多い高貴な女性に思いをかけていたが、遂にそれが重なれば、やがて人の噂にのぼるであろうと注意されて、出家を決心したというのである。

「西行物語」は厭世説で『源平盛衰記』は恋愛説である。その他歌人や西行研究家は、将来の予想し得る政治的混乱に巻き込まれざるを得ないから、遅早く回避したのだという政治原因説、また、門閥のもとで屈従する勤務よりも自由を求める、自然をかけめぐり山川花月に対し自分の感情を述べる文芸の士を志し、法師の道を選んだという文学原因説などとなえている。

果たしてそうであろうか。妻子ある前途有為の武士が、出家遁世するということは、よほどの覚悟がいることで、長年かかって積み重なった苦しみが遂に出家せしめたとみるのが自然であると思われる。そこで『打田町史』は苦境脱脚説ととなえている。鳥羽上皇によつていた仲清は京都が混乱におちついている隙をついて、田中庄の領民を率い、西隣の吉仲庄住人と共に荒川庄に侵入、北界の地を押領した。

この押領に対し後白河院や領主藤原忠通らの下文、美福門院の令旨があり、押領の停止を命じている。

仲清はこれらの措置を無視し、永暦元年（一一六〇）十一月美福門院の死去を契機に、吉仲庄・柄渕庄・国司源為長らと連携し荒川庄に侵攻を続けた。

これららの侵攻のことは『高野山文書』宝簡集にくわしくみえているが、その後約二十年程は荒川侵攻のことはみえない。

治承三年（一一七九）十一月平清盛による

さまたの西行は窮地に立たれていた。

おそらく西行出家の原因是これららの苦境からのがれるための出家遁世であったと考えられる。

### 田中・荒川の紛争

佐藤義清（西行）の出家後弟の仲清が家督を継いでいる。系図『尊卑分脈』では兄になつてゐるが、弟と考えられる。仲清も田中庄の預所で内舎人・撰政藤原忠実の隨身であつた。仲清は兄義清の果たせなかつた荒川庄との境界争いを解決せねばならなかつた。

保元元年（一一五六）七月一日に鳥羽法王崩御、統いて保元の乱が越こつた。機会を伺つていた仲清は京都が混乱をおちつてゐる隙をついて、田中庄の領民を率い、西隣の吉仲庄住人と共に荒川庄に侵入、北界の地を押

こり、平氏一門の独裁体制が成立した。貴族たちは左往右往京都は大混乱をおちいった。佐藤能清（仲清の子）も内舎人・左衛門尉で院の北面として京都に仕事していたが、この混乱の時期に荒川庄を侵入、東西三十余町南北十余町を押領した。この時能清は国司や在庁官人と共謀し、その上吉仲庄・柄瀬庄と共に計画的に侵攻している。

能清には長明という郎従があり、能清に代つて城を構築し兵を集め調兵している。なお、能清は頭殿（平重衡）・權亮殿（平維盛）の仰と号し、平家の威をかり大和・河内・和泉など広い範囲から平家の家人（武士）を集めている。

その後鎌倉幕府成立に際し、文治二年（一一八六）四月鎌倉殿（源頼朝）の仰せと称して、荒川庄へ乱入を繰り返している。しかし

幕府は能清の乱入を認めなかつた。以降能清による荒川侵攻の史料は残っていない。さて、仲清・能清の侵攻を高野山上にいた西行は、眼下に繰り広げられた戦いをどのように見ていたであろうか。世を捨て家を捨てざるを得なかつたあの苦境で眺めていたと思われる。

西行と仲清・能清を比してみると、西行は世の流れ政治の嵐に身を処しきれず遁世し、和歌に生涯を託した。仲清・能清は激しい政治の移りかわりの中、一生懸命所領を守らうとして戦つた。打田町の私達はこの領主のやり方にどちらをとるか、その判断は自由で

むつかしい。しかし、西行があれほど有名であるのに、仲清・能清は無名である。打田町を守つた仲清・能清をば、もつと顕彰すべきである。

#### 西行の謡をとく

今迄述べてきた様に西行は謡を残している。

謡一、西行ほどの有名な歌人が、出身地がわからなかつた。

謡二、西行は二十三才の若さで、家や妻子、将来ある武士の地位を捨て、なぜ出家したのか。

謡三、西行は二千余首にのぼる歌を残している。しかしその中に親兄弟は勿論内親や故郷や紀ノ川を謳んだ歌は一首もない。

このようなくなきな謡を残している。

これはすべて恩義ある鳥羽上皇・美福門院への忠誠である。上皇は佐藤義清（西行）の出身地を知っていたであろうと思われるが、上皇に仕へる武士も沢山いるので、いちいち各人の出身地を知らなかつたかもしれない。

西行の領地田中庄と上皇領荒川庄の境界問題、預所義清としてはこの問題を武力を用いてでも解決しなければならない。しかしこれは上皇への反逆であった。また、金剛峯寺派と大法法院派の対立、義清は両派にはしまつて窮地におちつた。それで義清は遂に出家したのである。上皇に対しても出家の理由を明らかにすることは出来なかつた。そして西行

西行は上皇に対する非常に厚い恩義を感じていたのである。

西行の出家の謡は窮地からのがれためで、その理由を明らかにする事は出来なかつた。

また、二千余首にのぼる歌の中にも、自分の出身地がわかるようない歌は詠まなかつたのである。

西行は出身地をかくしていた事は、高野山へ登つてからもそうである。若し明算と同族すれば、山上でも優遇されていたと思われる。西行は一介の聖であつた。

また、高野山にいた西行は、高野諸の貴族たちと共に紀ノ川を下り、粉河寺や和歌浦の観光案内をつとめたりしている。当然竹屋を通じている筈であるが、この地で謳んだ歌は一首もない。これも出身地をかくしていたからである。

しかし、その出身地は遂に十余年前に聖心女子大学自崎徳衛教授によつて解明された。

（聖心女子大学論集四三集 昭和四九年六月

佐藤氏と紀伊田中莊）

田中・荒川の紛争の史料は『高野山文書』

宝簡集に多く記載されている。それによると田中庄預内舎人佐藤仲清とか「田中住人仲清」「左衛門尉能清」など西行の肉身が類出してくる。『尊卑分脈』によれば仲清と義清は兄弟で能清は甥である。このことから西行が田中庄の出身である事が判明する。

とに角、西行は鳥羽上皇に対する、自分の

地位や家や富、妻子までも捨てて忠誠をつくした恩義の厚い人物である。

### 佐藤氏と打田町

○佐藤氏は富裕だった。

西行が晩年少年時代を思い出して詠んだ歌に、麦笛を鳴らして遊んだ歌がある。

また、能清が荒川庄を攻めたときの情況を高野山側は「作麦は刈り取られ、百姓は田畠を捨て山林に逃げ込み」と記録している。このことから當時稻作に裏作の麦も作つたことがわかる。「毛作であるから、それだけ領主は富んでいた。

### ○山王権現と高野寺

『平家物語』の「願立」に、嘉保二年（一〇九五）のこと、後二条閑白師道が強訴に来た日吉社・延暦寺の大衆を射殺させたため、

○正覚寺

また、佐藤氏は代々京都で官仕しており、多くの従者と共に京都との間を往復している

以上、打田町に住む者として打田のことは土地勘があり、土地勘により自分勝手に解明した。甚だ勝手なことを述べたが、色々なことが分かつて、郷土史の研究が面白く楽しみである。演題にも郷土史の楽しみと書かれていただいた。

### ○長明の城

能清には長明という郎従があり、「城を構え兵を調え」とある。長明は恐らく下司であつたと思われる。彼の居た所が現在の小字下司明であつた。その下司明の北側一段高い段丘上を、数年前に県文化財センターが発掘調査した栗島遺跡である。この遺跡は大へん大きさな遺跡で、かつて奈良・平安の瓦が出土している。発掘の結果多くの建物跡が出て来て、奈良以前から平安後期にかけての建物跡であった。平安後期の建物には、主殿・脇殿・その背後に廟があった。鎌倉時代の武家造りの前形であると思われ、これが長明の城と聞あがりがあると思われる。但し発掘を担当した文化財センターは何ともいつていません。私一人そう思つている。

○竹房の繁栄

佐藤氏の根拠地竹房は、現在、戸数五〇戸紀の川に沿つたひびきの部落であるが、平安後期から鎌倉にかけては繁栄していた。

竹房は紀の川の港であり、古くから竹房の渡は有名である。港があるので市場が立ち、現在でも「市場」という地名が残っている。

市場と船着場の中間に小字「立花」があり、恐らく倉庫があつた所と考えられる。古代港市の中の倉庫のあつた所は植物の地名であるといふ。

また、佐藤氏は代々京都で官仕しており、多くの従者と共に京都との間を往復しているから、京都の文化が入つていて。約一〇〇年程の間に明算・良禪・琳賀・西行など文化人たので、能清・長明らは「桜門殿の御菩提」といふ。佐藤氏は代々京都で官仕しており、多くの従者と共に京都との間を往復しているから、京都の文化が入つていて。約一〇〇年程の間に明算・良禪・琳賀・西行など文化人が輩出している。

以上、打田町に住む者として打田のことは土地勘があり、土地勘により自分勝手に解明した。甚だ勝手なことを述べたが、色々なことが分かつて、郷土史の研究が面白く楽しみである。演題にも郷土史の楽しみと書かれていただいた。

○石五輪塔・宝塔

高野寺のある寺山の北斜面、竹房など紀ノ

山延暦寺の末寺高野寺を建立したと思われる。父季清であろう。

そして季清は田中庄へも近江坂本より山王権現（現東田中神社）を勧請し、同時に比叡山延暦寺の末寺高野寺を建立したと思われる。

○石五輪塔・宝塔

高野寺のある寺山の北斜面、竹房など紀ノ

# 湯浅党の流れ

—その一例—

和田堅一

この調査は湯浅町教育委員会、湯浅町文化財保護審議委員会と共同で行なわれたものである。

平安時代末から鎌倉時代にかけて、湯浅城（現、湯浅町青木）を根拠とする湯浅氏を宗家として、その血縁につながる一門と婚姻その他の関係で結ばれた「他門」を含んだ典型的な地方武士団である「湯浅党」なるものがあつた。

平安時代末にはすでにこの結合が出来てゐたことは、施無畏寺（現、湯浅町柄原）に残つている、国指定重文「置文」（寛喜三年四月二二三二）末尾の通署からもわかる。

それは党主湯浅宗重の力量、時代を見通す見識によるものであり、平氏から源氏に移る大変革期にもうまく時流にのり、一族の繁栄をもたらした。

一七〇〇年余り平稳な時は流れ、南北朝時代になると、党内を統轄する惣領的存在の人物なく、その統制力がゆるみ、一部は北朝へ大部分は南朝方に組する結果となつた。

正平二年・貞和四年（一二四八）河瀬川城で足利直冬に敗れたことはじまり、それにつづく数次の戦いに次々破れ、時には一時的に勢いをもりかえたこともあつたが、天授五年・康暦元年（一二七九）の戦いで湯浅城

をはじめとし、有田郡内の城次次とおち、こに湯浅党の有田支配の終末となつた。

そして、七〇年後の文安四年（一四四七）の義有王を擁しての敗戦を最後として、南朝に組みした湯浅党の人々は完全に郷里からその姿を消し、全国各地に散らばつてその生きるすべを求めるに至つた。



六〇〇年後の今日、約五万人の湯浅氏が全国各地に健在である。

特に徳島県、千葉県、宮崎県に多く（人口比二）町村別で一番多いのは京都府の日吉町であつて、小さい町ではあるのに一二四軒の湯浅家がある。

都市は別にして、郡部の町村の湯浅氏の在居数をみてみると、ある町村のみが多く、その周辺には全くないか、又はたいへん少ないという例が沢山見受けられる。点的の存在であることは何かを示唆しているのではないかろうか。

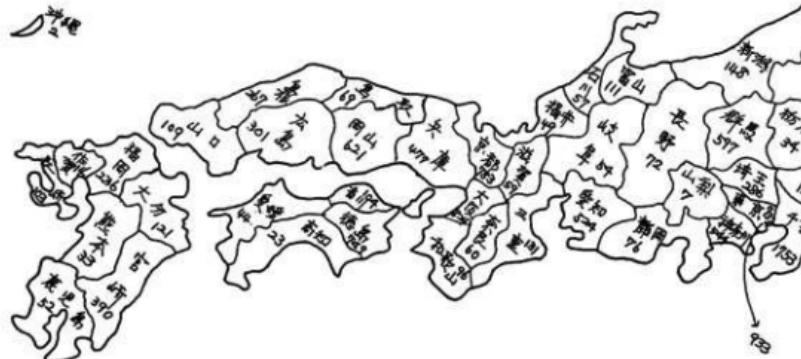
昭和五十九年調査による全国湯浅姓電話の存在台数は次國の通り。

私は各地の教育委員会、図書館、文書館、湯浅氏、その他をわざらわして、南北朝時代から地下に埋もれた湯浅氏の軌跡を求めた。頃いた沢山の資料の中から、いくつかのも

一門とみに采え、その盛時に於いてはその治めていた莊園は、有田郡内では湯浅・保田・宮原・糸成・橋原・藤並・田殿・徳田（石垣河南）・糸野（石垣河北）・阿庭河、紀北では木ノ本・六十谷・船戸・田中・神田（笠田）・勢田・浜中・紀南では芳養にまで及んでいた。

全国湯浅氏電話台数

	保有率順位(人口比)		
	府県別	市部別	町村別
1	徳島県	阿南市(徳島県)	口吉町(京都府)
2	千葉県	成田市(千葉県)	福光町(富山県)
3	宮崎県	小松島市(徳島県)	桜江町(島根県)
4	島根県	高崎市(群馬県)	羽浦町(徳島県)
5	群馬県	松戸市(千葉県)	塙川町(福島県)



総計 11,913台



鎌倉時代	南北朝時代	室町時代	安土・桃山時代	江戸時代
			〔表六〕	〔表七〕

- ① 一一八五(文治元年)山口県の湯浅氏  
 ② 南北朝時代の早い頃、広島県山口郡加計町の湯浅氏
- ③ 一二九二(元中九・明徳二年)京都府船井郡日吉町の湯浅氏  
 ④ 岡山県・香川県の湯浅氏(赤松氏系)  
 番従。
- ⑤ 德島県の湯浅氏  
 阿波上成町にある秋月城の細川氏に嫁入りあり、家老森氏の部党として
- ⑥ 一四六九(八六)徳島県の湯浅氏  
 紀州国麻野岡ノ庄の湯浅柳正兼武、田辺浦より
- ⑦ 一四七六(文明八)徳島県の湯浅氏  
 阿瀬川城主藤原兼武、阿州へ渡る。
- ⑧ 一四七九(元中九)湯浅宗光が子恩宗定に自領、太田上原郷東村止宗名(現、広島県世羅郡甲山町にある)を与えている。  
 その子孫がその後中國地方に於いて活躍しているが、その間宗任が康暦二年(一三八〇)四月、阿瀬川城に於いて山名氏と戦い自害、光盛が寛正四年(一四六三)畠山政長と畠山義就との合戦の折義就に味方して六月廿一日討死している。
- 黒宗からは毛利氏に仕えた。その記録が萩藩閥閻錄・譜錄に残されている。萩藩閥閻錄・譜錄とは萩藩の家臣八〇二一家分の伝來の古文書、系譜、品位、手柄、毛利家の発給等が掲載収集されているものである。

(註)  
 ① は本文中の番号

① 山口県の湯浅氏  
 (署系)

・湯浅宗重—宗光—宗定—光定—光宣—時光

・光信—宗時—氏光—光重—宗政—政光—光任

・宗任—盛宗—光盛—宗尚—光通—熙宗—里宗

・元宗—将宗—就宗—就之—宗直—之直—之義

(以下略)

文治元年(一一八五)湯浅宗光が子恩宗定

に自領、太田上原郷東村止宗名(現、広島県世羅郡甲山町にある)を与えている。

その子孫がその後中國地方に於いて活躍し

ているが、その間宗任が康暦二年(一三八〇)

四月、阿瀬川城に於いて山名氏と戦い自害、

光盛が寛正四年(一四六三)畠山政長と畠山

義就との合戦の折義就に味方して六月廿一日

討死している。

黒宗からは毛利氏に仕えた。その記録が萩藩閥閻錄・譜錄に残されている。萩藩閥閻錄・譜錄とは萩藩の家臣八〇二一家分の伝來の古文書、系譜、品位、手柄、毛利家の発給等が掲載収集されているものである。

② 広島県山口郡加計町の湯浅氏

(署系)

・林田氏

・湯浅宗重—宗光—宗算—宗義—宗平

・A

・B

・湯浅春実－実近－春長－意春－春近－春重

重成－重成－正春－道春－春重－勇助－实春

(以下略)

南北朝戦争敗戦後、湯浅春実を初め一行五、六名の者が安芸国太田川に入り、現・広島市より五〇km程遡った支流との分岐点に於いて一手に別れ、一部は支流を、一部は更に本流を遡った。支流に入った人達は、茨城県那珂湊の湯浅氏の略系によると、宮原人道宗平の弟か、次男であり、穴村に土着、本流を遡った春実一行は木坂に土着帰農した。以降現在迄子孫の方達はつづいて居られるのであるが、木坂の湯浅氏一族は毎年四月三日、「湯浅祭」と称して先祖の供養法要を欠かさず実施していることである。

湯浅家の墓地の下の小堂には、紀州から背負って来た仏像がおまつりされていて、その前で「台家」と呼ばれている継領家(本家)をはじめ縁者一同相集まりて、懇ろに一絆を捧げ、祖先をしのび慰靈されているところである。

### ③ 京都府船井郡日吉町の湯浅氏

(略系)

・湯浅宗重－宗光－宗氏－宗親－宗国－宗藤

宗信－○－○－○－湯浅宗朝－宗時－宗祐  
宗武－宗正－宗貞－宗清－宗和－宗元－宗晴

① 宗能－貞隆－宗誠－宗精－宗成－⑫－⑯－⑰

元中九年・明徳二年(一二九二)十月、大

覚寺派の後龜山天皇が京都に還幸し、神器を後小松天皇に譲った。その上洛の際に警護する武士団の中に加わっていたと思われる湯浅宗朝がこの地に定着し、この地の湯浅氏の第一世となつたのである。

当時この地の領主は佐々木(京極)高光(家)であつて、この人と方理小路家(北朝方)の好意によつて、宗朝がこの地に居住することが許されたのである。北朝方のこの二人と歌道等を通じて交際し、面識があつたからであろう。宗朝も先の見える広域交流の人であつたのである。

この頃各地に南の残党が居つて小競り合いが続いていたに拘わらず、この山間地の木住は幕勢がしっかりと抑えていたのである。

何しろ侍所(ご家人を統制し、軍事権をもつ役所)に権勢を誇る佐々木(京極)家の所領であったから安心であったのである。

南北朝の頃、この地には多くの武士が流れこんだようであるが、領地も特權もない流人であるが、武力と財力を持つていた。常

道として「神」を利用することになり、湯浅氏も世木莊の一の宮天若大明神の筆頭宮司になつている。

この湯浅家は、宗朝から十七代続いている。之の代わりに戦死(応仁の乱)、六代宗貞の妹が細川藤孝(幽斎)と結婚し、その間に出来た宗清が七代を継いでいる。十五代宗成は幕末代宗武は応仁元年(一四六七)十月、細川勝

勤王烈士の一員として各地を奔走している。このようにして湯浅家の長い歴史の中で、赤松氏、細川氏等有力量の氏族と関係を持った名族であった。

これらのことはくわしく、國部藩別格上席待遇の郷士「湯浅五郎兵衛家由緒書」(世木村誌編纂委員会編)に掲載されている。

天和五年(一一一九)この地が國部藩になつてから、藩主からしばしば旧家に対して「由緒書」の提出をさせた。湯浅家のように古い由緒ある旧家では短時間に淨書して差し出すのが難しかつたので、常備の由緒書を用意しておいた。その残存せるもの四、五冊の中で、最も精巧なるもの、排列の整理されたものを底本として編纂されたものが、この由緒書である。

この中の六代宗貞の項に、一族についての記述がある。その中に次の人々の名が挙げられている。

○但馬國主竹田赤松下野守に属するもの

○岡山侯に仕う

湯浅佐渡（湯浅佐渡子孫）、香山民部

(一)、湯浅新兵衛（タ）等三、四軒

湯浅新兵衛（常山）

○水戸侯に仕えている者

八郎左衛門後胤の中澤川の大得湯浅久兵

○湯浅では

湯浅七郎太夫ほか二、三軒

○水戸侯に仕えている者

八郎左衛門後胤の中澤川の大得湯浅久兵

○織田信長公に仕う

湯浅甚助祐俊

湯浅（近年になつて角兵衛）

○赤松円心の八代目の孫、赤松僧紹子の側書

に、還俗し大和守と名乗、由緒有て湯浅家を

興す、後長門守と云。とある。

細川家との交流は、その後も続々、江戸時

代になつて、能本細川家と湯浅家との間にや

りとりされた手紙類が、京都総合資料館に沢

山保存されているとのことである。

同家の直系は今はいないが、傍系の方々が

現住されている。

○岡山県・香川県の湯浅氏

(略系)

赤松則村（円心）—則祐—義則—義雅

時勝—政則—義村—村秀—赤松僧紹子

(湯浅佐渡)

湯浅佐渡守—七郎兵衛—半右衛門—右馬允

「亦右衛門」又右衛門—新兵衛—新兵衛

(五)

左兵衛—六右衛門—俊正—(以下略)

赤松円心の弟、敦光（号円光、称別所五郎左

門）は鎌倉時代の末頃、楠木正澄（正成の

父）の娘を娶っている。従つて別所円光と楠

木正成は義兄弟の関係になる。又、円心の四

男氏範の妻は楠木正季（正成の弟）の娘であ

る。

即ち南北朝戦争の際に、味方同志の時は勿

院にその姿を見ることが出来、その近くに長

門守の墓石もある。又同寺の寿量院墓地には

数基の湯浅家の墓石がある。

この人の子孫は右馬允の代になつて、岡山

の池田公に仕え、代を重ねて明和元年（一七

六四）藤左衛門の時に池田家を致仕し、帰農

している。

その間のことは、岡山大学図書館に保存さ

れている膨大な池田家文書の中に見ることが

出来る。一族中、常山紀談を著した湯浅新兵

衛は有名である。

赤松僧紹子の興した湯浅家については、今

のところ不明なるも、赤松氏の研究家藤本氏

はその著書の中で次のように言つてゐる。

赤松創立期から最盛期にかけて、赤松旗下

に集まつた氏族として、十四族を挙げて居ら

れるが、その筆頭に湯浅氏をおいてゐる。

南北朝時代末から室町時代の初期にかけて

世情まことに混沌とし、和睦、離反がくり返

されていた。

ここで赤松家と楠木家についてみてみると、

赤松円心の弟、敦光（号円光、称別所五郎左

門）は鎌倉時代の末頃、楠木正澄（正成の

父）の娘を娶っている。従つて別所円光と楠

木正成は義兄弟の関係になる。又、円心の四

男氏範の妻は楠木正季（正成の弟）の娘であ

る。

即ち南北朝戦争の際に、味方同志の時は勿

院にその姿を見ることが出来、その近くに長

門守の墓石もある。又同寺の寿量院墓地には

数基の湯浅家の墓石がある。

この人の子孫は右馬允の代になつて、岡山

の池田公に仕え、代を重ねて明和元年（一七

六四）藤左衛門の時に池田家を致仕し、帰農

している。

楠木氏は河内一帯の商業ルートを抑え、経

済支配をすると共に戦力を養つてゐた。

一方赤松円心は、長男範資、次男貞範を尼

崎の長州莊に遣わし、播磨から摂津にかけて

の経済支配をなさうとした。當時尼崎は播磨

からの年貢米、木材、特産物等すべてここに

集結し、畿内に売りきばれていた。

従つて円心の狙いは、楠木正成と同じく、

この商業ルートを早くから握り、膨大な経済

力を持ち、着々と戦備を蓄えていた証となる。

このことから、元弘の動乱以前から、血縁関

係、幅広い商業活動等を通じて、何等かの形

で、赤松氏と楠木氏一家の間に関連があつた

ことを指している。

この関係で、楠木氏拿下の湯浅氏が大挙して赤松氏の傘下に入つたのではないか。

又、史料にはないが、その以前から赤松氏千下に入つた湯浅氏もあつたかも知れない。

とにかく、赤松氏関係の資料に湯浅氏が多く出てくる。これらの中の一つが、赤松僧紹子の典した湯浅家であったのではないか。

### ⑤ 徳島県の湯浅氏

南北朝時代に戦いに敗れた湯浅党の人々がその逃亡先を求める時、その安全性を考えるならば、海を隔てた対岸の徳島県を選ぶことは自明の理である。その上小規模ながら水軍といえるものを持っていたのであるから尚更である。

### ⑥ 和歌山県湯浅町の湯浅氏

(略歴)

・湯浅宗重—宗光—宗業—宗家—宗寿—光益

・宗永—光清—定重—明貢—為充—重義

・紀宗—光寿—宗清

・道俱

・旭円—礼讓—敬淨—(以下略)

・教昌

・貞往

材木座があつたことからもうなづけることである。

資料によると、阿波国南方に上陸して、そこに定住したり、更に奥地に進み、そこで帰農している。又、中には守護細川氏に仕えた

り等して、現在に至っているようである。

この逃避行は數度にわたって行なわれたようであり、徳島県に伝わっている口伝も、年代、人物名、事由、等多種にわたっていることは、前掲の表を参照して頂きたい。

これらのことから、徳島県に湯浅氏が一番多く居住しているということを裏付けることになる。

宝林寺を継ぎ、次男宗政は那珂湊(茨城県)に移住、三男道俱は湯浅で小間物屋を開き、四男教昌は阿波国南方(徳島県)、五男貞往は丹波国船井郡木庄村(京都府)に前述の③にそれぞれ移住している。

貞往が移住した時、木庄村の湯浅五郎兵衛家では、七代宗清の代であつたであろう。この時、この湯浅家一統が野に下つたわけである。

今日各地で湯浅氏は活躍して居られるのであるが、その確實なルーツを求めることが、互いの関係を求めるとはなかなか難かしいことである。

私共の得た今回の結果も、その流れの一部の発掘にすぎない。

又、今回は湯浅氏のみを対照にして調査したのであって、苗字が湯浅氏から他姓に変わった人達には全くふれることは出来なかつたことをお断りしておきたい。

これらのことが、一昔前から湯浅党の営みであったことは、湯浅宗光の屋敷が京都押小路堀川にあり、そこには木材の大市場である

寛文三年(一六六三)、南北合戦の年より一七〇年余、河内國より浪人となつて漂泊し来

たりた湯浅氏の末裔、宗清が、ここ湯浅はかつて党祖の湯浅氏の住居した土地であることから、ここに定住し、宝林寺を建立し引き続いて今日迄その後胤が健在である。

宝林寺に伝わる略系によると、長男宗政は

## 伊都地方の婚姻

—嫁いじめの慣習について  
の考察—

桜井 隆治

### はじめに

人生のうち最も華かな節にある結婚式に纏わる色々な慣習がある。たとえば、嫁入りに出立つさい、茶碗を割る・薬を焚く・掃き出すといった呪いの習慣が受けられている。

不縁となり実家へ戻らないための呪いである。この呪いの慣習は、死の野辺の送りの出立ちと共に通している。元に戻ってはならないための呪いである。

けれども、結婚の儀礼は法律の変更によつて伝統的な儀礼が否定され、両性の合意の届け出のみで成立するようになつたため、前述したような呪いの慣習が姿を消すのも間もなくものと思われる。

「嫁いじめ」という慣習も、当地方では昭和二十年代に完全になくなっている。「嫁いじめ」と言うと、「嫁と姑との確執」と思われるが、そうではなくて、華やかな花嫁行列を多数で妨害したり、或は若衆が結婚披露宴へ押し掛け、酒食を強要し結婚式を虐める行為認めさせる一つの手段であったと考えられ、



伊都地方の婚姻—嫁いじめの慣習—  
桜井 隆治

をさして「嫁いじめ」と呼んでいる。

「嫁いじめ」の慣習は江戸時代の初期頃から行なわれたようで、当地方だけではなく全国各地で見られる慣習であった。奇習であると

か陋習であるとか、また野蛮卑劣な行為であるとして度々禁止令が出たり、罰則まで制定され、為政者は中止させるため躍起となつてゐるが、長い間続けられて来た慣習であった。

「嫁いじめ」の行為の主体者は若衆組である。定数を確保するため、上限を何才迄とか結婚する迄とは決めていない。

若衆組の頭を「ハコヤ」と呼ぶ地域が多い。組の重要な会員入れの箱を最年長が保管してい

「嫁いじめ」は、若衆の結婚を承認した意志の表示であると言っている。このような理由のために長く続けられたものであろう。

### 一、若衆組

言葉は適切でないが「村の娘と後家は若衆のもの」という喩えがあるように、かつては婚姻に強い発言力を持つていたといわれる。

また、村の娘はわが若衆のものという意識が強く、他村より忍び込んで来る「ヨバイ」の若者を叩き出し防衛もした。(史料1)

若衆組は友人としての任意的な集まりではなく、村で生まれて一定年令に達すると、義務として組み込まれたもので、青年の期間、村への奉仕活動や、村の仕事等教育を受けなければならなかつた。

伊都地方では、紀の川流域の村々の若衆組は祭礼にその名をとどめているだけであるが、山間地域では、最近まで伝統ある若衆組の運営がなされている。

この山間地帯の若衆組は、年令区分の嚴格な年令集團で階層的若衆組といえる。組への加入する年令は十五・十七才頃で、村落の規模の大小によつて異なつてゐる。若衆組は村の運営の中核的な存在であるから、組員の一

から、この名がつけられていると言う。

組への加入の際、一定の儀式が年中行事として行なわれている。とくに当地方の若衆組は濃く、宮座への入座式が即若衆組への加入式となっている。

若衆組員となると、組員としての自覚を促すために試練の儀式が伴う。たとえば、花園村新子・北寺の「シユウシ」といわれる儀式がこれに当たる。村の堂に年寄・中老が全員出席し、右座・左座にそれぞれ分かれて年令順に着席するなかで、若衆組の加入者と盃を交す儀式である。極めて嚴肅に式が進行し、その間年寄・中老から加入者への注文や注意が述べられる。この儀式は村の先輩に若衆の人格識見を披露する試練である。

また、若衆は年令順に才能を担当する義務を負う。花園村梁瀬・北寺の「御田舞」は、若衆の年令順に強制的に配役が割り当てられる。(但し長男のみ) 御田舞は村内だけでなく多くの人々が観賞しているなか、約四時間演技が続く。若衆は芸を披露し、若衆としての気概を示す必要がある。配役を無難に務めることを要求されるのも、一種の試練といえる。

前述した「シユウシ」「御田舞」の儀され

る七日前から、堂とか社務所で若衆が合宿生活に入る。家族と隔離されたところで懇意生活をし、身を清めてこそ式に臨む資格が得られる。この間委帯者であっても同衾することは許されない。

当地方では若者宿の伝承はないが、右のような合宿も若者宿と解することが出来よう。合宿期間中、新子では一般若経の講經、北寺・梁瀬では御田舞の練習が目的的で、その外各種の教育がなされていたようであるが、若者の合宿だけに性教育も重要な内容であったといわれる。

他村より琴糸子で縁付いて来た者は、村の仕事等熟知させる必要から、年令に關係なく若衆組の最年少者扱いとして加入し、一定の期間若衆組の義務をはたさなければならぬ。い。

また、琴入婚の結婚披露は、嫁入婚の披露の仕方より盛大で、「式郎さけ」とか神酒二升、料物として銀二十匁を村へ納めた。琴糸子は将来家督を相続し、家長権を担う者であるから、特別に村人に披露する必要があった。

(史料5)

## 二、家族の構成

江戸時代の家族構成を調査できる資料としては「切利支丹御改帳」がある。(ここでは丹生川村(九度山町丹生川)と、田原村(高野口町田原)の二か村の家族構成の例をあげる。

(史料2)

丹生川村は紀の川の支流丹生川にそつて家が点在する山村で、江戸時代は紀の川の南で数少ない紀伊藩領の村で、隣接する村は悉く

高野寺領である。秀吉の高野攻めまで長い期間高野山の莊園に属していた。

この村の切利支丹取調帳は、江戸時代初期の慶安二年(一六四九)の調査で、幕府に宗門改役を置いてから、わずか九年後の取調帳にある。

人口調査は八才からで、家族の構成は現在の農村の状況とは殆ど変わらない。ところが、総人口三〇六人中、実に七十六人が下人で、戸数も二十一軒の多くを数える。下人の身分の者でこれ程多いと言うことは、高野山領の中世の農奴的な社会が江戸時代初期まで、そのまま引きがれできたことを物語っている。

取調帳に記載されている一軒一軒を仔細に考察して行くと、当時の家庭生活が読みとれる。病弱とか身体障害者であるがために、乞食となつて村を離れる等、現在からは想像も出来ないことが当前のように行なわれている。

丹生川村で一か年に何人程出生していたのか正確な数は不明であるが、取調帳に記載されている八才・九才の人数を調べると、七八人前後であつたと推測できる。

婚姻は村内婚が殆どであり、六か年間にわずか六人が隣接する村と通婚している。娘の結婚年令は取調帳に記載されているのを見るに、最年少で十四・五才である。しかし、戸籍制度の完備していない当時のこと、どれだけ正確であるのか推測するしかない。

田原村は和泉山脈の山麓に位置する山村で、長い間丹生川村と同じように高野山の莊園として、秀吉の高野攻めまで続いた。

慶長檢地帳によると、

「家數合計 二十八軒  
内 四軒 後家・やもめ 二軒 大工  
三軒 寺一軒 風呂屋  
十八軒 役人

とあり、その後第に軒数が増加し、四・五  
十軒前後の当地方では標準的な村である。

検地帳で見る限り下人の記録はない。中世  
の末まで丹生川村と同様高野山の莊園であり  
ながら、田原村には下人身分の階層が存在す  
ない意味は何だろうか。高野山麓に位置する  
立地条件が、丹生川村の社会の後進性を持続  
させたものと考えられる。

田原村の家族構成は、文化七(一八一〇)年  
に調査したもので、家族数は前述の丹生川  
村と全く異なることがない。ところが、家族  
の呼称が丁寧となり、波母・やもめばば・女  
房等の文字が消えている。これは時代の進展  
によるものであろう。といつても女性の地位  
が向上したという意味ではない。

以上二か村の家族構成は、宗門改義に依る  
ものであるが、田原村の場合「子改村總人數  
調」となっているように、「宗門改」と言う  
よりも、人口動態調査であることが明らかで  
ある。為政者が人口の実態を把握し、産業振  
興の方策を講じていたものと考えられる。

夫の家で夫婦関係が持たれる結婚で、嫁は  
身がらも、その財物の一切をあげて結婚と同

時に娶方に入り、娶方の家族になりきること  
を要望される結婚である。

嫁入婚は中世になつてあらわれる結婚で、  
平安時代頃はこのような結婚はなかつた。延喜  
式に「近頃嫁入とて、女が嫁することあり、  
奇性なる事なり」とあるように、武家社会の  
成立によつて形成された結婚様式である。

また、日頃挨拶を交す範囲内である村内の  
知つた者同志の結婚ではなく、未知の人との  
間に成立する遠方婚の増加が、嫁入婚を一段  
と普及を促す結果となつていった。

元禄四(一六九一)年の「御法度写」(史料7)  
に「聖男の出合もその日中に仕るべく候」とあ  
く、遠来の者は追つて出合申すべく候」とあ  
るよう、江戸時代前期頃から遠方婚も一般  
化してきたようである。

遠方婚が普及してきた社会背景として、武  
家社会が成立するに従つて家長權が強くなり、  
身分とか柄を極めて重視するようになつた  
からである。村内に対応する家柄の相手が見  
つからない場合、当然ながら遠近を問わず村  
外に鬻・嫁を求めるることは自然のなりゆきと  
いえよう。

たとえば、神社の特權的な祭祀集団である

宮座について、宮座株を有する家と、宮座の  
権利の無い「ひら」(平)の家柄との間で鬻  
養子の縁組の場合は(史料6)

笄方・嫁方とも宮座株

笄方は宮座員となる。

笄は宮座員としての資格制限される。  
右のような結果となる。

宮座株を所有している家柄から鬻養子とし  
て稼ぐとき「寺手形」を模倣した私製の「座  
送証」を宮座で発行し、宮座株の家柄である  
ことを証明した。昭和二十年代まで統けられ  
ていた地域があつた。

遠方婚といつても交通機関の發達していな  
い江戸時代には、当然のことながら距離に制  
約がある。実家と嫁先の間を一日で往復出来  
る範囲内が通例である。

丹生川村の通婚圈は、藩領・寺領に關係な  
く隣接する村と通婚している。立地条件の異  
なる丹生川村と田原村の通婚圈を単純に比較  
できないが、田原村の通婚圏は広範囲に及んで  
いる。(史料3・4)

遠方婚が普及したといつても、江戸時代に  
は村内婚の方が多かつたと考えられるが、こ  
れを裏付ける資料が得られなかつた。

#### 四、嫁いじめ

「村の娘と後家は若衆のもの」と言うだけ  
あつて、江戸時代頃は恋愛は自由であったよ  
うで「若き者共小娘井ニ召抱えト女孫と不儀  
候而内縁又ハ知音杯と申立」(史料7)と嘆  
いていた。

若衆は夜の「ヨバイ」を楽しみ、青春を詠  
歌していた。

「月の影かよ森木の影か」(史料9)

と「そそり歌」を「門さきみながら、娘の家に忍び込んでいた」と伝えられる。伝承されていいる民謡（勞作歌）の内容から、その頃の恋愛関係を汲みとることができよう。

ヨバイは当地方では昭和二十年代まで続かれており、若衆のみではなく稀に娘からもあつたという報告がある。ヨバイについて行為の内容を十分に検討すべきで、肉体関係まで結びつくものをヨバイとみるのであれば、

当地方のヨバイはその範疇に入らない。ヨバイは不徳であるといわれるが、実態は必ずしもそうではない。結婚適齢期のいる娘の家は、若衆が忍び込みやすいようにわざと入口の近くの室で寝かせていた家もあつたという。若衆は青春を楽しむ娛樂の一つの手段として、娘の親を怒らせるような行為をわざとし、ため、悪態と極めつけられていたのが実態のようだ。

ヨバイに他村の若衆が忍び込むと、袋叩きにされることが屢々あった。相手に危害を加えてはならないので、酒一升を料して許したともいわれる。村の若衆は村の娘を護り、我等若衆の娘であるとして誇りを持って対処してきた。それだけに若衆は、結婚相手に強い関心を示していた。

結婚する当人同志の想思恋愛の仲でない結婚は、当然仲介者の世話をならなければならぬ。華かな結婚であるだけに手順を誤まらず成立させることを要望される。そのためには、手順に一定の形式がうまれ、儀式として体系

化してきた。室町時代から江戸時代初期頃に完成したといわれる。武家階級から次第に富有者に広がり、庶民にまで及んだのは江戸時代末から明治時代の初期ごろである。

嫁入婚の手順・儀式の概要是、

○親によって相手を選定

○仲人を介する

○扇子入れ、結納入れ

○嫁が盛装し華かな行列をして婿方へ引き移る。

地域・家によつて多少の差はあつても、右のような手順である。

このよう嫁入婚は、嫁の忍従・自己の否定によつてこそ成立するもので、婿方の家族員となりきることが要求される。そのあらわれの一つの例として、嫁入り道具の必需品をあげることができる。唐櫃を持参する。唐櫃とは棺のことである。嫁が死亡すると、この唐櫃に納棺され埋葬される。(史料7) 唐櫃を持参することは、嫁が婿方の家族と成りきることを誓つた証拠品である。

また、文政六(一八二三)年に百姓一揆が、

紀の川流域地帯で勃発した。主謀者として高野口町名倉で四名の百姓が処刑された。そのうちの一人利兵衛三十四才がいる。妻は三十才前後であったのである。夫の後を追い自殺した。殉死したのである。

このように本人の意志に関係なく、親によつて婚姻が進められた。もし親の意志を無視して結婚すると「ドレコン」とか「ドレアイ

ミヨト」といわれ、軽蔑を受けて、肩身の狭い思いをしなければならなかつた。

婚姻は新たな家内労働力を確保するという一面がある。農村の人口が減少することは、ひいては年貢の上納にも支障を来す結果となる。江戸時代の高野寺領は概して山村が多い。そこで、労働力を確保するため、他国他領への嫁入・婿養子を禁止する措置を講じている。(史料7)

また、特殊な婚姻の制約を定めた地域がある。高野山麓の古沢村を中心とする十ヶ村は、高野紙の生産地で、本業として紙漉業を営み生計を立てている。十ヶ村は協定を結び、紙漉業の特権の維持に努力している。その紙漉の秘密の技術が外部へ漏洩することを防ぐため、紙漉郷以外の村へ婚姻する場合は、嫁先で紙漉の技術を教えない旨の誓約書を提出させた。(史料7)

前述のように江戸時代頃の嫁入婚は、親からの制約、身分家柄による制約、社会的な制約が複雑に絡み合つなかでの成立である。このような制約のもとでの婚姻に、若衆が婚姻への発言が封じられるのは当然のなりゆきであろう。若衆が発言を封じられた反発として生じたのが「嫁いじめ」の慣習であるといわれる。

「嫁いじめ」は江戸時代の初期頃からあらわれたといわれ、当地方では享保八(一七二二)年の記録が最も古いと思われる。(史料8)

嫁いじめの手段は、華かな花嫁行列への虚

めや妨害、披露宴の席へ押し寄せる方法がある。前者の場合、若衆のみでなく娘・少年まで参加しているが、後者の場合は若衆のみで行なわれる。

#### 「番打ち・石打ち・ホテ打ち」

花嫁行列への妨害・虎の行為を前記のように呼ぶ、娘が娘家に近くと、妻をたばねて棒栓としたもので嫁の尻を叩くとか、あるいは投げつける。また草履で花嫁をめがけて石・土を投げ掛け娘を嫁先へ追い込む。その後参加した者全員を招き入れ、酒食の持てなしを行なう。

#### 「樽入れ」

披露宴の席へ若衆が大挙して押し寄せ、酒食を強要する。若衆は酒の酔いにまかせて娘家のみでなく、日頃心よく思っていない家へも押し寄せ狼藉し、罰金をも料せられている。(史料7) 結婚式の翌日に行なう地域もある。

嫁いじめは当地方のみに限られた慣習ではなく、妨害・虎の方法に多少の差はあっても各地でみられる慣習である。(史料8) 「番打ち」等の慣習は、娘が娘家に近くと庭先で餅をつく慣習(杵と臼は男女の性器をあらわし、餅は妊娠する意味)。(史料8) と同じように、娘を一刻も早く娘家へ送り込み、娘を叩くのは妊娠を促す呪いであるといえられている。

婚姻の圈外におかれ、直接婚姻に関与できないくなり、婚姻を承認する代價として酒食を強要する行為として伝承されて來た慣習であるといわれる。

その行為が度を越し種々な害害が生じたために、享保八(一七二三)年すでに禁止令ついで宝暦十三(一七六三)年は罰則まで定め禁止するよう命じている。(史料7) それにもかかわらず、当地方では昭和二十年代まで続けられていている。

度々の禁止令にもかかわらず、長く続ければ来た理由として、若衆の嫁いじめを容認する風潮があつたことを見逃すことが出来ない。たとえば、天保十三(一八二三)年の田原村の村定に、「樽入れに替る方法として『箱親二人・行司二人・都合四人・扇子老と祝儀持參可申告』」とあり(史料7) 若衆組の役員四名を結婚披露宴に招待することを申し合せている。これは若衆が婚姻に対し、過去に発言力が強かつたことを示す名残りであるとみることができよう。

宝暦十三(一七六三)年町田村(横本市南馬場)での樽入れで、娘だけではなく村内の家まで酔にまかせて押寄せ狼藉した。(史料7)

生地氏は紀伊統風土記に「旧家・地主・生地救助」とあり、素封家であり村方文書にも度々見られる家柄である。この生地氏の件が参加したことを探査している。このことは、樽入れに参加するのは若衆全員でなく、下層農民の若衆のみが行なって来ていたことを裏付けている。

嫁いじめの慣習がどこで始まつたということは特定することは出来ないが、おそらく当地へ伝わって来た頃は、樽入れで狼藉する者もなく、披露宴へ押しかけ若衆が婚姻を承認する儀式であつたと考えられる。それが次第に野蛮行為に走るようになると、村の支配階級の若者は家柄を重んじ参加しなくなつていったのである。

村内の家柄の格差が、華かな上層階級の結婚式に対する好みが、嫁いじめの慣習として長く続けれられてきた理由の一つであろう。

#### むすび

「嫁いじめ」を調査するため、村方文書を涉獵し、番打ち・樽入れの具体的な方法を古老から聞き出した。結婚にまつわるヨバイ・嫁いじめの報告は、好奇にみられがちである。しかし、庶民の社会生活に根深く伝承された来た嫁いじめを、より正確なものとするためには、煩らわしいことを承知の上で多くの史料を例挙した。採集した地域、読者の氏名年令も記したのはこのためである。

数十年前に消滅した嫁いじめの慣習を、

現在正確に調査することは不可能である。多くの事項が漏れています。嫁入り道具の必要品の唐懶は、明治時代頃からなくなつたと思っていたが、現在でも紀南地方で棺を持参する地域があると教えられた。これも調査漏れの一例である。

#### 史料編目次

- 1 若衆組
- 2 家族構成（田原・丹生川村）
- 3 通婚圈（田原村）
- 4 通婚圏地図（田原村）
- 5 習養子
- 6 堂座
- 7 齧打ち・櫛入れ
- 8 各地の嫁いじめ
- 9 民謡（勞作歌）

#### 史料1 若衆組

●伊都郡花園村新子  
この村の社会組織（男性）は、家柄・職業・長男・次男等には全く關係なく、自然の年令・誕生日順に従つて構成し、序列が保たれ、村の業務を分担し村落を運営している。

九才（数え年）になると、寺へ検の五合杓を寄付し、十才から少年団とも言うべきユナゴ（湯名兒）に加入する。ユナゴは特別な任務は負っていないが、上部組織の若衆の配下となり、祭礼等のさい寺社の掃除を行う。

とにかく民間に根づいた嫁入婚の慣習は、法令の施行によって直ちに改廢されるものではない。嫁いじめが長く続けられた理由である。けれども、結婚式及び披露宴の場が、自宅から離れた場に移つた現在、嫁いじめを再現することは絶対に出来ない。

#### ●若衆組

十六才になると寺へ半覺の蓮、枚を寄付し、十七才から若衆組へ加入する。上限は何才までとか結婚するまでとか關係なく、村落運営の中核があるので十五人で組織する。第一次大戦中のように、男性がほとんど出征し若者が少なくなつて四十・五十代のものまで若衆に入り、十五人を確保してきた。

若衆の最年長者を「十五人長」と呼び、若衆を指揮統率し、補佐役として最年少者より十人目、五人目が「十人長」、「五人長」と名づけられ、補佐する。

若衆仲間に入ることは、村人として一人前の人格と認められることであり、結婚しうる条件であり、一方働きも一人前としての資金をもううことができる。

他村より習養子に来た者は、二ヵ月を過ぎると、年齢に關係なく若衆の最年少者として加入しなければならない。これは村の仕来りを一通り熟知する必要があるからである。

正月十一日より七日間、若衆は堂で寝泊りし、人般若心経の転説に励む。毎は働き休間だけであるので、各家は若衆に夜食の差入れを行ふ。

若衆の台所修業が終ると、翌十八日は、ユナゴ、若衆に初めて加入する者の村人への披露の儀式（「シユウシ」出仕）が本堂において厳廟に営まれる。

この儀式の順序等は省略するが、特筆すべき儀式

人生のうちで最も華かな結婚式に、嫁いじめの慣習があつたことは、当時の人々の結婚についての考え方の一つの表現であつたといえよう。

●中老  
若衆の任務を経て中老となる。中老の最年長者が神主となり、次の年齢の者二名が見習いの神主で、都合二か年間神主として氏神に奉仕する。神主の業務を経て「年寄」となつて行く。

以上のように、ユナゴ・若衆・中老・年寄と年齢順に一系乱れぬ組織となつてゐる。

（採集 昭和一・十七年）

#### ●伊都郡高野町杖ヶ数

若衆のことを「カカモノ」と呼び、十六才よりワカモノの最年長者で棟梁である「ハコヤ」までの者で構成される。ハコヤに就任する年齢は、普通三十四、五才である。

ワカモノの加入は、正月五日「宮座結衆入營姓名記」に記入され、村の最年長者の組織である「六人



一、真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人
孫右門	男子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
智一郎	房	房	房	房	房	房	房
真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人
日 日	菖蒲	孫作	さく	孫左門	たけ	庄左門	きく
与水左江門	大郎三郎	孫五郎	さく	孫左門	さめ	庄左門	ふく
年四十八	年四十九	年五十	年五十一	年五十二	年五十三	年五十四	年五十五
年二十七	年二十八	年二十九	年三十	年三十一	年三十二	年三十三	年三十四
年八	年九	年十	年十一	年十二	年十三	年十四	年十五
年七十七	年七十八	年七十九	年八十	年八十一	年八十二	年八十三	年八十四

一、真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人
母	母	母	母	母	母	母	母
喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛
女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房
くめ	くめ	くめ	くめ	くめ	くめ	くめ	くめ
年六十八	年六十九	年七十	年七十一	年七十二	年七十三	年七十四	年七十五
年卅六	年卅七	年卅八	年卅九	年四十	年四十一	年四十二	年四十三
年廿六	年廿七	年廿八	年廿九	年三十	年三十一	年三十二	年三十三
年廿	年廿一	年廿二	年廿三	年廿四	年廿五	年廿六	年廿七
○	○	○	○	○	○	○	○

一、真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人
母	母	母	母	母	母	母	母
喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛
女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
年六十八	年六十九	年七十	年七十一	年七十二	年七十三	年七十四	年七十五
年四十三	年四十四	年四十五	年四十六	年四十七	年四十八	年四十九	年五十
年卅六	年卅七	年卅八	年卅九	年四十	年四十一	年四十二	年四十三
年廿六	年廿七	年廿八	年廿九	年三十	年三十一	年三十二	年三十三
年廿	年廿一	年廿二	年廿三	年廿四	年廿五	年廿六	年廿七
○	○	○	○	○	○	○	○

一、真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人	真言宗	下人
母	母	母	母	母	母	母	母
喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛
女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房	女房
次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎
クリ	クリ	クリ	クリ	クリ	クリ	クリ	クリ
年四十七	年四十八	年四十九	年五十	年五十一	年五十二	年五十三	年五十四
年四十三	年四十四	年四十五	年五十六	年五十七	年五十八	年五十九	年六十
年卅六	年卅七	年卅八	年卅九	年四十	年四十一	年四十二	年四十三
年廿六	年廿七	年廿八	年廿九	年三十	年三十一	年三十二	年三十三
年廿	年廿一	年廿二	年廿三	年廿四	年廿五	年廿六	年廿七
○	○	○	○	○	○	○	○

一、真言宗	男子	女房	勝右衛門	孫四郎
下人	女房	女房	勝九郎	年廿一
公作	母	男子	梅よし	年廿六
年卅六	年廿七	女子	久左門	年五十一
妹松年二拾武	年廿一	女子	五郎作	年四十七
一、真言宗	下人	女子	父助左立門	年十六
真言宗	女房	女子	茂左立門	年十九
下人	女房	女子	庄藏お福	年廿九
松子代	男	男子	左右衛門	年卅九
年廿六	年廿七	女子	善右立門	年五十五
年廿一	年廿二	女房	久左門	年五十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十一
真言宗	女房	女房	久左門	年六十二
下人	女房	女房	久左門	年六十三
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十四
真言宗	女房	女房	久左門	年六十五
下人	女房	女房	久左門	年六十六
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十七
真言宗	女房	女房	久左門	年六十八
下人	女房	女房	久左門	年六十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十
真言宗	女房	女房	久左門	年七十一
下人	女房	女房	久左門	年七十二
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十三
真言宗	女房	女房	久左門	年七十四
下人	女房	女房	久左門	年七十五
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十六
真言宗	女房	女房	久左門	年七十七
下人	女房	女房	久左門	年七十八
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十九
真言宗	女房	女房	久左門	年八十
下人	女房	女房	久左門	年八十一
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十二
真言宗	女房	女房	久左門	年八十三
下人	女房	女房	久左門	年八十四
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十五
真言宗	女房	女房	久左門	年八十六
下人	女房	女房	久左門	年八十七
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十八
真言宗	女房	女房	久左門	年八十九
下人	女房	女房	久左門	年九十
一、真言宗	下人	女房	久左門	年九十一
真言宗	女房	女房	久左門	年九十二
下人	女房	女房	久左門	年九十三
一、真言宗	下人	女房	久左門	年九十四
真言宗	女房	女房	久左門	年九十五
下人	女房	女房	久左門	年九十六
一、真言宗	下人	女房	久左門	年九十七
真言宗	女房	女房	久左門	年九十八
下人	女房	女房	久左門	年九十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年二十
真言宗	女房	女房	久左門	年廿一
下人	女房	女房	久左門	年廿二
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿三
真言宗	女房	女房	久左門	年廿四
下人	女房	女房	久左門	年廿五
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿六
真言宗	女房	女房	久左門	年廿七
下人	女房	女房	久左門	年廿八
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿九
真言宗	女房	女房	久左門	年三十
下人	女房	女房	久左門	年三十一
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十二
真言宗	女房	女房	久左門	年三十三
下人	女房	女房	久左門	年三十四
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十五
真言宗	女房	女房	久左門	年三十六
下人	女房	女房	久左門	年三十七
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十八
真言宗	女房	女房	久左門	年三十九
下人	女房	女房	久左門	年四十
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十一
真言宗	女房	女房	久左門	年四十二
下人	女房	女房	久左門	年四十三
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十四
真言宗	女房	女房	久左門	年四十五
下人	女房	女房	久左門	年四十六
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十七
真言宗	女房	女房	久左門	年四十八
下人	女房	女房	久左門	年四十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年五十
真言宗	女房	女房	久左門	年五十一
下人	女房	女房	久左門	年五十二
一、真言宗	下人	女房	久左門	年五十三
真言宗	女房	女房	久左門	年五十四
下人	女房	女房	久左門	年五十五
一、真言宗	下人	女房	久左門	年五十六
真言宗	女房	女房	久左門	年五十七
下人	女房	女房	久左門	年五十八
一、真言宗	下人	女房	久左門	年五十九
真言宗	女房	女房	久左門	年六十
下人	女房	女房	久左門	年六十一
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十二
真言宗	女房	女房	久左門	年六十三
下人	女房	女房	久左門	年六十四
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十五
真言宗	女房	女房	久左門	年六十六
下人	女房	女房	久左門	年六十七
一、真言宗	下人	女房	久左門	年六十八
真言宗	女房	女房	久左門	年六十九
下人	女房	女房	久左門	年七十
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十一
真言宗	女房	女房	久左門	年七十二
下人	女房	女房	久左門	年七十三
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十四
真言宗	女房	女房	久左門	年七十五
下人	女房	女房	久左門	年七十六
一、真言宗	下人	女房	久左門	年七十七
真言宗	女房	女房	久左門	年七十八
下人	女房	女房	久左門	年七十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十
真言宗	女房	女房	久左門	年八十一
下人	女房	女房	久左門	年八十二
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十三
真言宗	女房	女房	久左門	年八十四
下人	女房	女房	久左門	年八十五
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十六
真言宗	女房	女房	久左門	年八十七
下人	女房	女房	久左門	年八十八
一、真言宗	下人	女房	久左門	年八十九
真言宗	女房	女房	久左門	年九十
下人	女房	女房	久左門	年廿一
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿二
真言宗	女房	女房	久左門	年廿三
下人	女房	女房	久左門	年廿四
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿五
真言宗	女房	女房	久左門	年廿六
下人	女房	女房	久左門	年廿七
一、真言宗	下人	女房	久左門	年廿八
真言宗	女房	女房	久左門	年廿九
下人	女房	女房	久左門	年三十
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十一
真言宗	女房	女房	久左門	年三十二
下人	女房	女房	久左門	年三十三
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十四
真言宗	女房	女房	久左門	年三十五
下人	女房	女房	久左門	年三十六
一、真言宗	下人	女房	久左門	年三十七
真言宗	女房	女房	久左門	年三十八
下人	女房	女房	久左門	年三十九
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十
真言宗	女房	女房	久左門	年四十一
下人	女房	女房	久左門	年四十二
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十三
真言宗	女房	女房	久左門	年四十四
下人	女房	女房	久左門	年四十五
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十六
真言宗	女房	女房	久左門	年四十七
下人	女房	女房	久左門	年四十八
一、真言宗	下人	女房	久左門	年四十九
真言宗	女房	女房	久左門	年五十
下人	女房	女房	久左門	年五十一



一、○七人 市左エ門 本人妻 悅二男 三女 四女 五女

一、○二人 兵藏 本人妻

一、○五人 九左エ門 本人妻 悅嫁孫

一、○三人 栄次郎 本人妻 悅嫁孫

一、○六人 太助 本人妻

一、○三人 長エ門 本人妻 悅二女 三女 四女

一、○三人 兵次郎 本人妻 悅二女 三女 四女

一、○四人 勘七 本人妻 悅二女

一、○五人 安五郎 本人妻 悅二男

一、○四人 勇助 本人妻 男子二女

一、○六人 茂兵衛 本人妻 悅嫁二女

一、○四人 源左エ門 本人妻 女子二女

一、○四人 周藏 本人妻 女子二女

一、○二人 清左エ門 本人妻

一、○四人 義兵衛 本人妻 男子二女

一、○五人 兼八郎 本人妻 男子二女

一、○三人 孫兵衛 本人妻 男子嫁孫

一、○五人 惣十郎 本人母弟

せん

本人妻 悅 本人妻 次兵衛後家竹

一、○二人 露松 本人妻

一、○四人 吉藏 本人母

一、○三人 菊五郎衛 本人妻

一、○四人 嘉四郎 本人妻

一、○四人 政八 本人妻

一、○四人 恒五郎 本人妻

一、○四人 爰三助 本人妻

一、○四人 久左エ門 本人妻

一、○四人 忠兵衛 本人妻

一、○三人 第二弟 本人妻

一、○五人 三女 本人妻

一、○三人 庄屋 本人妻

一、○二人 京左エ門 本人妻

一、○一人 肝煎 本人妻

一、○四男 五男 本人妻

一、○六人 伯母 本人妻母

（六人）

二百武人

七月

一、○五人 清七（七人？） 本人男子 嫁二男 三男 男孫 一男孫

一、○二人 露松 本人男子

一、○四人 吉藏 本人女子

一、○三人 菊五郎衛 本人男子

一、○四人 嘉四郎 本人女子

一、○四人 政八 本人男子

一、○四人 爰三助 本人男子

一、○四人 久左エ門 本人男子

一、○四人 忠兵衛 本人男子

一、○三人 第二弟 本人妻

一、○五人 三女 本人妻

一、○三人 庄屋 本人妻

一、○二人 京左エ門 本人妻

一、○一人 肝煎 本人妻

一、○四男 五男 本人妻

一、○六人 伯母 本人妻母

（田原区文書）

（実数一〇九人となる。）

安政 五年	安政一 年 (一八五四年)
つこと源たみぶしかおおききみなま忠べつ憩ともい和高ま武采いと め三かかむく右衛門とわ三兵三そみ ねよの郎のつんもんねのぬみみつ門んね吉らのの郎助つ門郎のえ 一九 一二 才 才 才	二六 四 才 才 才
矢清山学文路名古曾下矢山市下下西板降 食水田協中協田協中中	下名山吉胡麻原出山 中倉田生塔重
学文路山不九吉吉吉吉廣山 田明重原原原原口田	義子義子義子義子義子
義子	義子

元治元年 （一八六四）	文久三年 （一八六三）	文久二年 （一八六二）	安政七年 （一八五〇）
し か 三 二 東 家	政 の と そ 才 矢 倉	さ い そ 五 才 妙 寺	み せ 吉 の 二 二 才
下市 中協	出塔	幡谷	学文路
		養子	

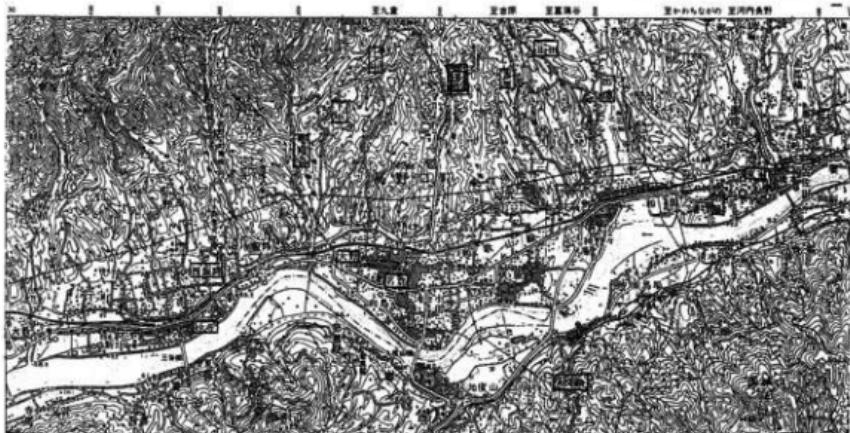
「寺手形をもとにして一覧表とする。村内婚について  
は調査する史料が無い」

#### 史料 4

田原村通婚図

2名以上の通婚村を挙げる。

元禄16（1703）年～元治元（1864）年間に保存して  
いる寺手形による。（田原区文書）



#### 史料 5 銀養子

「初寄合議事録」 天保八（一八二七）年

「従往古当村へ他村より致養子候者、村な子  
之弘め、武郎さけと名付村中家別ニ置招請候、而

神酒雜煮、二面振舞可申仕来之處、此相改、神酒

武斗及び料物銀武拾日宛村方へ差出可申告、不限男

女老人之子供致出席候、其华之十月廿日切ニ右之

料物差出、可申告、若又不仕合、而子供不致出席

候共五ヶ年日十月廿日、一キ是又同様可差出候

（抜粋  
高野口町田原区文書）

#### 史料 6 「賢室座講規約」

明治二十一（一八八九）年

第四条 其筋株二相持人無之シテ筋株無キ家ヨリ養  
子入人スル時三代之加入ヲ不許

但シ妻子入人者ヨリ、特別加入出席有之時ハ講  
中一統示談之上見計ノ事

（抜粋  
高野口町田原区文書）

座送り証

○伊都郡かつらぎ町大畠  
蛇尾座

座送り一札之事

一、当村岩五郎次男由兵衛と申者 從先祖大富白砂  
座番政筋目二粉無御座候者 其御村安次郎方江養  
子に出し候處 其後御村村座御衆中へ御加入可  
御下候 其節（以下、行不明）判形人共急度申聞  
きて仕候 仍て為御日座送り一札 如件

天保十（一八四〇）子九月

昭和式年七月拾日生

松本 光明  
松本 喜子

右者四郷村大字東谷 神野金木恒義參男光明事  
昭和二十三年四月五日当区松本家ノ養子人籍ス

別紙紙送證明通り入座ス

(東座衆人數改帳)

史料7 斧打ち・櫻入れ

御法度写 元禄四(一六九一)年

「盜取・塗取之節輕致し 宣しき百姓にても漆長持・猿箱・衣箱等堅く無用に仕るべく候こと」

振舞一汁・一菜・肴一通の内相応に致し、大酒店るまじく候

三ヶ日・五ヶ日と申す儀も無用に致し、翌朝の出合もその日中に仕るべく、遠来の者は追つて出合申すべく候 祝儀の餅、翌朝の外は取扱無用のこと

一、類に遣候もの實き百姓なりとも、木綿帯二絆迄と塗膏一匹の外は無用(可仕候)

(抜粋 高野口町田原区文書)

享保八(一七三三)年卯三月

出塔根田原村(御法度書付印形改帳)

「嫁取之節石打申す儀 子供にても打申聞教候若相背者、被拂打拂に達共 石打申す者之可為越度」

宝曆十四(一七六四)年正月

「五人組帳前書」

「祝言之時子供に至る迄、頭打・拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候 若心得違にて相背候は、博奕同様、過料金五百文可申付候」

天保十三(一八三二)年

「村定」

「祝言の節拂入れと名付若者一向向に参る仕間に失禮なる事甚にて候故 向後精規二人・行司一人都合四人、扇子表對為祝儀持參可申候、」

右祝儀請候林よりは為祝儀酒三升に限、至極軽財可申答 (以上 高野口町田原区文書抜粋)

享保七(一七三二)年寅九月

「万雷帳」

「婚礼之節子共又ハ若もの祝儀と申立石子打拂色々狼藉仕候儀不宣儀候故、先年も組中被申堅停止止候所、此間ハ其法度相背及狼藉候役不届之儀ニ候、別面ハ費と申、是等も右二申候通不寄して人々二庶手も付候候、或ハ喧嘩候ハハハ難儀難申尽候事」

「も申堅候事候然ハ村ニおる他村ガ女ニ通ひ候もの有之節其所之若もの理不尽ニ其通候ものヲ打拂仕候儀之候 ケ様之儀ハ場所ニおるて無く儀山方在近えかたるるしあもしき仕方ニ候得ハ他領えおもわくはつかしき事ニ候 万一誤て殺害など仕儀有之候ハハ 其所之騒動入費迄二西なく組中迄之迷惑難申候(下略)」

宝曆拾三(一七六二)年

「公用留日記」

「百又 フツノ御申渡し被成奉畏候(略)」

宝曆十三年 馬場村 惣右衛門

未二月九日 竹次郎

町田村 喬市衛

常八

五右衛門

作之助

七兵衛

は・村 田宮村 兵吉

一、馬場町田(現南馬場)之内ニ近隣候取之候書、然處右内村之若も其相拂人とやらいたし、母りかけ村内ニ申候事無りありはれ候由相聞候、右之内生地久太夫停相加りありはれ候由相聞候、被拂打拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候、其候ニ難指候、右あはれ候人數吟味之上名前書付早速連通可申候、為其申遣候者也

一、馬場町田(現南馬場)之内ニ近隣候取之候書、然處右内村之若も其相拂人とやらいたし、母りかけ村内ニ申候事無りありはれ候由相聞候、右之内生地久太夫停相加りありはれ候由相聞候、被拂打拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候、其候ニ難指候、右あはれ候人數吟味之上名前書付早速連通可申候、為其申遣候者也

一、馬場町田(現南馬場)之内ニ近隣候取之候書、然處右内村之若も其相拂人とやらいたし、母りかけ村内ニ申候事無りありはれ候由相聞候、右之内生地久太夫停相加りありはれ候由相聞候、被拂打拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候、其候ニ難指候、右あはれ候人數吟味之上名前書付早速連通可申候、為其申遣候者也

一、近來於村々若き者其小娘并二召抱之下女孫と致儀致ケ、内縁又ハ知音孫と申立、彼差謹令駕御家業候内縁又ハ酒肴等賣者銀を取候様之不埒之事共有之由相聞言詰道斷之事候(下略)

一、於村々娶入拂取之節若き者其子拂打拂と申不法之儀致ケ、猶右二温し私之宿意を差し之石拂打拂狼籍之族も有之由不届ケ之至候以来狼籍、不及申拂打拂之儀急度不相成旨可申渡候、且又婚姻之儀若者其拂入拂と申酒宴一長し候段時恐不相応之儀以後急度差留候事一同江入念可申渡候(下略)

掛ケ及驅動候儀御聞及被為遊重々不居主極思召依是源光院様の御差紙を以拂吟味被為仰付御

思召依是源光院様の御差紙を以拂吟味被為仰付御

日夜私共同道、百尋人祝儀(參上仕候)然所贈

リ掛ケ及驅動候儀御聞及被為遊重々不居主極思召依是源光院様の御差紙を以拂吟味被為仰付御

思召依是源光院様の御差紙を以拂吟味被為仰付御

存候然所先年六月御留被成御停止之儀ニ御

度候 標入仕候段々不調法奉誤候 依是此度急

度御上々様は可被仰上延、御了萬を以爲過料銘々

百又 フツノ御申渡し被成奉畏候(略)

宝曆十三年 馬場村 惣右衛門

未二月九日 竹次郎

町田村 喬市衛

常八

五右衛門

作之助

七兵衛

は・村 田宮村 兵吉

一、馬場町田(現南馬場)之内ニ近隣候取之候書、然處右内村之若も其相拂人とやらいたし、母りかけ村内ニ申候事無りありはれ候由相聞候、右之内生地久太夫停相加りありはれ候由相聞候、被拂打拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候、其候ニ難指候、右あはれ候人數吟味之上名前書付早速連通可申候、為其申遣候者也

一、馬場町田(現南馬場)之内ニ近隣候取之候書、然處右内村之若も其相拂人とやらいたし、母りかけ村内ニ申候事無りありはれ候由相聞候、右之内生地久太夫停相加りありはれ候由相聞候、被拂打拂人等何事に不依、あはれましき儀一切仕間飲候、其候ニ難指候、右あはれ候人數吟味之上名前書付早速連通可申候、為其申遣候者也

一、近來於村々若き者其小娘并二召抱之下女孫と致儀致ケ、内縁又ハ知音孫と申立、彼差謹令駕御家業候内縁又ハ酒肴等賣者銀を取候様之不埒之事共有之由相聞言詰道斷之事候(下略)

一、於村々娶入拂取之節若き者其子拂打拂と申不法之儀致ケ、猶右二温し私之宿意を差し之石拂打拂狼籍之族も有之由不届ケ之至候以来狼籍、不及申拂打拂之儀急度不相成旨可申渡候、且又婚姻之儀若者其拂入拂と申酒宴一長し候段時恐不相応之儀以後急度差留候事一同江入念可申渡候(下略)



を貼ったものに水引きをかけ、昔は男性器だけだったらしいが、今ではこの他に洗濯石鹼に女性の性器

の形を彫ったものと、更に「オオメスルメ」といって大きなヌルメに大きな眼を書いたものを三宝にのせて、それに樽に酒一合ほど入れたものを持って、「ジョウトンバ」(爺と婆)に仮装した者一人が代表して持つて行き挨拶をする。嫁をもらった家では若い者全員に酒を呑ませる。酔つてると、「嫁をみせい」と騒ぐ。すると、家族のものが、嫁の代りの嫁衣装を着て、挨拶することになつていて。

〔採集者〕大西洋平氏 昭和二十九年

○伊都郡九度山町古沢地方 大正時代の初期の頃迄、嫁入りの行列のさい、青年達が嫁の後について行き、草履で花嫁めがけて泥をかけていった。嫁は衣装の汚れるのを防ぐため、急いで嫁家へ入りこんでいた。翌方の家の青少年全員に酒を振る舞つた。

〔採集者〕大西洋平氏 昭和二十九年

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうくなる

○他所で妻もらひや羽織のひもで、胸にしんくんで結びさげ

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○他所で妻もらひや煙草の煙 あさくとも 花は折りたまは高し

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうくなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○よばいしそこねて空の風みたら 空の風さんよばいする

○上で寝ちらの方ですめば 破れ障子で紙こいし

○お前川上わしや川の下

○他所で妻もらひや羽織のひもで、胸にしんくんで結びさげ

○あさくとも 花は折りたまは高し

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○お前川上わしや川の下 春いて流しやんせおもわくを

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○伊都郡九度山町古沢地方 次第へとこうなる

○五月には わき糞はしさや

○六月初雪はしさや

○七月には かぶらはしさや

○八月には 青梅はしさや

○九月には 山桃はしさや

○十月竹子はしさや

○十一月梅はしさや

○十二月松はしさや

○一月梅はしさや

○二月梅はしさや

○三月梅はしさや

○四月梅はしさや

○五月梅はしさや

○六月梅はしさや

○七月梅はしさや

○八月梅はしさや

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

森 きよ氏(八一才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

平 藤吉氏(八十才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

## 史料9 民謡

恋歌集

「そぞり歌」(天野地方)

上志賀  
更谷

舟 きよ氏(七四才)

以上三氏より昭和二年採集

○さまじやないのか良くな似た声で  
うとて通るよ川もしもへ

○月の影かよ森木の影か  
しのび夜妻の立つ影か

○きよよの良い子がこの川の上で  
大根洗うか菜を流水す

発行 平成三年二月三十一日

編集発行 法人 団 和歌山県文化財研究会

(事務局) 和歌山市小松原通一丁目一番地  
和歌山県教育序文化財課内

印 刷 邦 上 印 刷



万葉人は

黒潮よせる紀の国にあこがれていたといふ。  
海のない大和の國から歩いて四日。  
歌人、山部赤人はこの輝く海原に接し  
狂喜した。  
そして、感動をしづかにおさえつつ、  
海内差し潮どきの景観をこの歌に詠んだとい  
う。

万葉に数多くうたわれた和歌山——私たちの  
かけがえのないふるさとです。  
紀陽銀行は、この“ふるさと”の中で、美しい  
和歌山の調和ある繁栄を願い続けています。  
そして、そのために今、なにをしなければな  
らないのかも真剣に考え続けています。

和歌の浦  
海にまきゆめ  
鶴ちゆう  
さくらまつり

わかのうらに  
しおみらくれば  
かたをなみ  
あしべをさして  
たゞなきわたら

山部赤人

おつき合いを大切にする銀行

紀陽銀行